

目次

第4編 津波災害対策	1
第1章 災害予防対策	1
第1節 基本的考え方.....	1
第2節 津波に強いまちの形成.....	4
第3節 海岸保全施設等の整備.....	6
第4節 交通施設の災害対策.....	9
第5節 都市の防災対策.....	11
第6節 建築物等の予防対策.....	13
第7節 ライフライン施設等の予防対策.....	15
第8節 危険物施設等の予防対策.....	20
第9節 情報通信網の整備.....	21
第10節 職員の配備体制.....	23
第11節 防災拠点等の整備・充実.....	24
第12節 相互応援体制の整備.....	26
第13節 医療救護体制・福祉支援体制の整備.....	28
第14節 緊急輸送体制の整備.....	29
第15節 火災予防対策.....	31
第16節 避難対策.....	33
第17節 避難受入れ対策.....	42
第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保.....	45
第19節 ボランティアのコーディネート.....	46
第20節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策.....	48
第21節 災害廃棄物対策.....	49
第22節 防災知識の普及.....	50
第23節 地震・津波防災訓練の実施.....	59
第24節 地域における防災体制.....	64
第25節 津波調査研究等の推進.....	67
第26節 企業等の防災対策の推進.....	68
第27節 津波監視体制、伝達体制の整備.....	70
第28節 複合災害対策.....	73
第2章 災害応急対策	74
第1節 防災活動体制.....	74
第2節 情報の収集・伝達.....	77
第3節 災害広報活動.....	86

第4節 災害救助法の適用.....	88
第5節 救急・救助活動.....	89
第6節 医療救護活動.....	92
第7節 消火活動.....	93
第8節 交通・輸送活動.....	95
第9節 ヘリコプターの活動.....	96
第10節 自衛隊の災害派遣.....	97
第11節 相互応援活動.....	98
第12節 避難活動.....	101
第13節 応急仮設住宅等の確保.....	108
第14節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動.....	109
第15節 相談活動.....	110
第16節 ボランティア活動.....	111
第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動.....	112
第18節 愛玩動物の収容対策.....	113
第19節 防疫・保健衛生活動.....	114
第20節 遺体等の捜索・処理・埋葬.....	116
第21節 社会秩序の維持活動.....	117
第22節 災害廃棄物処理活動.....	118
第23節 教育活動.....	122
第24節 防災資機材及び労働力の確保.....	125
第25節 公共土木施設等の応急対策.....	126
第26節 ライフライン施設等の応急復旧.....	129
第27節 危険物施設等の安全確保.....	131
第28節 農林水産業の応急対策.....	132
第29節 二次災害・複合災害防止対策.....	134
第30節 応急公用負担等の実施.....	136
第3章 災害復旧・復興対策.....	137
第1節 災害復旧・復興計画.....	137
第2節 生活再建支援.....	138
第3節 住宅復旧支援.....	140
第4節 産業復興支援.....	141
第5節 都市基盤の復興対策.....	142
第6節 義援金の受入れ、配分.....	144
第7節 激甚災害の指定.....	145
第8節 災害対応の検証.....	146

第4編 津波災害対策

第1章 災害予防対策

第4編 津波災害対策

第1章 災害予防対策

第1節 基本的考え方

第1 東日本大震災の主な特徴

東日本大震災での津波は、巨大な津波高と広範囲の浸水域、内陸の奥域までの浸水、河川を遡上した津波によるはん濫、広範囲にわたる地盤沈下などにより、従前の想定を超えるものであった。

このような津波の発生により、県内でも1万人を超える死者・行方不明者の発生、住宅の流失、交通網の断絶、産業の停滞や経済的損失となり、県沿岸部は甚大な被害を受けている。

さらに、地震発生後の津波警報等の発表状況及び[沿岸市町から住民への](#)伝達状況、住民等による避難行動の仕方、避難場所が必ずしも身近になかったこと、従前の被害想定やハザードマップより大きな津波であったことも、被害が大きくなった要因と考えられる。

今回、従前の想定をはるかに超えて甚大な被害が発生したことを重く受け止め、これまでの想定の考え方を根本的に見直すとともに、主に以下のような問題点を踏まえ、災害予防対策を充実強化していく必要がある。

1 行政機能の喪失

東日本大震災において、地震及び地震に伴い発生した大津波により、県の沿岸15市町のうち、10市町で災害対応の中心となる市町村庁舎が被災し、そのうち7市町で本庁舎や支所の移転を余儀なくされた。

2 大規模広域災害

東日本大震災発生時においては、被害が甚大で広範囲にわたったことから、全国の都道府県、市町村により相互応援協定に基づく被災地に対する人的支援・物的支援が実施されたが、事前の計画や訓練などの不足や、交通手段や宿泊先の確保等、多くの課題も見られた。

3 物資の不足

東日本大震災においては、物資を備蓄していた指定避難所や倉庫が津波の被害に遭った。多数の孤立集落や孤立地区が発生し、発災直後は、飲料水、粉ミルク、紙おむつ等の枯渇も見られた。

4 不十分な要配慮者対策

県内では、要配慮者について、支援計画が策定された直後、あるいは未策定という沿岸市町が多く、福祉避難所が被災し利用できなくなるなど、要配慮者への対策が十分とは言えなかった。

第4編 津波災害対策
第1章 災害予防対策
第1節 基本的考え方

5 地域防災力の不足

沿岸地域では、従来から一定の津波対策が行われてきたが、東日本大震災での被害を受け、改めて、自助・共助の必要性、防災教育の重要性が再認識されている。

6 津波被害の拡大

東日本大震災では、従来の津波ハザードマップで示されていた津波浸水予測を大きく上回り、その外側でも人的被害が発生した。

また、過去の経験等から、地震直後に避難しなかった方も多かった。

7 避難指示等の住民への情報途絶

東日本大震災では、地震による広域的な停電、沿岸市町の庁舎や防災行政無線自体の被災、防災行政無線の内容が聞こえづらかった等、命にかかわる津波避難に関する情報伝達において、多くの問題があった。

8 津波からの避難の阻害

東日本大震災では、避難した場所が津波の被害にあった、人が多くて入りきらなかった、救助が来るまでに時間がかかったといった避難場所の問題や、自動車での避難による渋滞で、逃げる途中で津波に巻き込まれたといった避難路上の問題など、津波からの避難において多くの問題が発生した。

第2 基本的考え方

津波から住民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせるみやぎのまちづくり実現のため、町、県及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波に対し、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、海岸保全施設等の整備といったハード対策と津波からの避難を中心とするソフト対策とを組み合わせた津波災害予防対策を、総力を挙げて講ずるものである。

第3 想定される津波の考え方

1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（東北地方太平洋沖地震津波）

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、緊急避難場所や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

2 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波

（宮城県沖地震、昭和三陸地震津波）

第4編 津波災害対策
第1章 災害予防対策
第1節 基本的考え方

人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

3 津波地震や遠地津波等(明治三陸地震津波、チリ地震津波)

必ずしも揺れの大きい地震を伴わない津波に対する知識の普及、津波監視体制、伝達体制の整備、及び「発生頻度が高い津波」同様に人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

本震により海岸保全施設等が被災した場合の復旧の過程において、これらの本災害の後に発生が予想される余震や誘発地震による津波に対しては、被害が大きくなることが予想されることから、注意が必要である。

なお、本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定の下に作成するものであるが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定には限界があることに留意する。

第4編 津波災害対策
第1章 災害予防対策
第2節 津波に強いまちの形成

第2節 津波に強いまちの形成

企画課

第1 目的

町は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

第2 津波浸水想定

町は、最大クラスの津波への対策を効率的かつ効果的に講じずるため、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査に基づき、津波浸水想定を設定し、公表する。

第3 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置

町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所及び避難路・避難階段等の整備等、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等に努める。

また、地域の特性に応じた避難関連施設の整備を推進する。

第4 計画相互の有機的な連携

町は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、津波ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

第5 長寿命化計画の作成

町は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第6 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応

1 県の対応

県は、最大クラスの津波に対応して、避難訓練の実施、避難場所や避難経路等を定

第4編 津波災害対策
第1章 災害予防対策
第2節 津波に強いまちの形成

める町の地域防災計画の拡充、津波ハザードマップの作成、指定及び管理協定による避難施設の確保、要配慮者等が利用する施設に係る避難確保計画の作成等の警戒避難体制の整備を行うとともに、津波災害警戒区域の指定について検討を行う。

2 町の対応

(1) 津波災害警戒区域に関する対応

町は、津波災害警戒区域の指定のあった場合に、以下の対応を行う。

イ 地域防災計画での考慮

町は、地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、津波警報等及び津波に関する情報の伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、大規模小売店等又は主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

ロ 要配慮者等が利用する施設での対応強化

町は、津波災害警戒区域内において、主として要配慮者が利用する社会福祉施設、医療施設等については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波警報等及び津波に関する情報の伝達方法を定める。

ハ 住民への周知徹底

町は、地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じずる。

ニ 施設所有者又は管理者の取組支援

町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

ホ 津波による危険の著しい区域への対応

町は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。

(2) 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

町は、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努め、必要に応じ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成する。

第3節 海岸保全施設等の整備

建設課
産業振興課

第1 目的

従前より整備されてきた海岸保全施設等は、比較的発生頻度の高い津波等を想定してきたものであり、一定の津波高までの被害抑止には効果を発揮してきた。しかし、東日本大震災においては、設計対象の津波高をはるかに超える津波が襲来してきたことから、水位低減、津波到達時間の遅延、海岸線の維持等^等で一定の効果がみられたものの、海岸保全施設等の多くが被災し、背後地において甚大な津波被害が生じた。

また、水門・陸閘閉鎖に当たった消防団員が数多く犠牲になったという問題も発生している。

しかし、最大クラスの津波に備えて、海岸保全施設等の整備の対象とする津波高を大幅に高くすることは、施設整備に必要な費用、海岸の環境や利用に及ぼす影響等^等の観点から現実的ではない。

そこで、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する津波の高さに対して海岸保全施設等の整備を進める。

町は、津波・高潮被害を防止・軽減するため、防災関係機関とともに海岸保全施設の適正な維持管理と海岸保全事業を推進し、津波防災対策の推進を図る。

第2 海岸保全施設等の整備

1 本町の海岸保全施設

本町は、過去に大きな津波被害を受けてきており、町中心部はもとより海岸線沿いの各地区ともに津波が予想される区域になっている。堤防や防潮堤等の施設が逐次整備され、高潮に対する防護対策がとられてきているが、被害が想定される地域については、状況を把握するとともに重要性と緊急性を考慮し、関係機関との連携のもと、海岸保全事業の推進を図る。

2 事業の実施

町及び海岸管理者は、海岸保全基本計画等に基づき、海岸堤防(防波堤)、防潮水門等の海岸保全施設を、緊急性の高い地域から、計画的かつ総合的に整備する。

3 陸閘等の維持管理

町及び海岸管理者は、水門や陸閘について日頃から保守点検を行い、町の防災計画や管理・操作に関する地域の協力体制等^等を踏まえて、自動化・遠隔化等^等管理の高度化の必要性等^等も検討し、適切な維持管理に努める。また、冬季における凍結防止対策を

行うなど、水門等が確実に作動するよう配慮する。

4 海岸保全施設被災時の対策

町及び海岸管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう施設の補修又は新設の際に構造上の工夫に努めるなど、あらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の整備効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。

5 海岸保全区域の指定

県は、津波や高潮等の被害から防護する必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、海岸保全に万全を期す。

なお、町の中で海岸保全区域等に指定されているのは以下の地区である。

海岸名	地区名
猪落海岸	猪落地区
針浜海岸	針浜地区
浦宿海岸	浦宿地区
大沢海岸	大沢地区
安住海岸	安住地区
高白海岸	高白地区
横浦海岸	横浦地区
大石原海岸	大石原地区
崎山海岸	女川港（崎山地区）
指ヶ浜海岸	指ヶ浜地区
御前地区	御前海岸
竹浦海岸	竹浦地区

6 水門・排水機場等の耐水対策

町は、県と連携して、水門・排水機場等の電気・機械設備について、浸水の危険性がある場合には、順次耐水対策を実施する。

7 海岸防災林及び治山施設の整備

町は、県と連携して、地域の防災機能の確保を図る観点から、飛砂・潮害の防備等の災害防止機能に加え、津波力の減衰効果や漂流物による家屋等への被害を軽減するため、海岸防災林及び海岸防災林の機能を補完するための治山施設（防潮工等）の整備について検討を行うとともに、その維持に努める。

第3 河川管理施設の整備

1 事業の実施

町及び河川管理者は、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、堤防等河川管

第4編 津波災害対策

第1章 災害予防対策

第3節 海岸保全施設等の整備

理施設について、安全性に十分考慮しながら計画的に整備を推進するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

2 津波遡上の影響の考慮

町及び河川管理者は、河川津波対策として、津波遡上の影響を考慮した堤防の高さを確保することにより、施設計画上の津波の遡上・流下に伴うはん濫防止を図る。

3 水門・陸閘等の維持管理

町及び河川管理者は、水門・陸閘等について日頃から保守点検を行い、維持管理に努めるとともに、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保、非常用電源の準備等、機能改善に向けた整備を促進する。

第4 港湾・漁港等の施設の耐津波強化

町、港湾管理者及び漁港管理者は、岸壁、防波堤等港湾・漁港等の主要施設について、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、地震により施設が被災し、津波に対して十分な防御機能を発揮できない事態が生じないように、耐震診断や補強による耐震性及び耐津波性能の確保を図る。

第5 道路盛土等の活用

町及び道路管理者は、沿岸低平地において、内陸への浸水を低減し、多重防御の機能を有した高盛土道路の整備を図る。

第6 農業用施設等における地震・津波対策

地震・津波による農業被害については、農業用施設の損壊、津波による海水の浸水、農地への土砂・がれきの堆積が想定される。これらはいずれも半年～数年程度の間、農地の利用を不能にする可能性がある。

海水による土壌塩害は、灌排水による除塩で被害の軽減も不可能ではないことから、用水確保と排水機能の強化を推進する。

第7 危険物施設等における地震・津波対策

町は、国及び県と協力して、産業との調和に配慮しつつ、石油類、火薬類、高圧ガス、原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質その他の危険物を多量に扱う施設の津波からの安全の確保に努める。

第4節 交通施設の災害対策

企画課 建設課
産業振興課

第1 目的

目的は、「第3編 地震災害対策 第1章 第5節 第1 目的」を準用する。

第2 道路施設

町は、他の道路管理者と協力し、地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び震災点検等に対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

また、地震・津波災害対策上必要とする道路施設については、緊急を要する施設から随時整備を進める。

1 道路

(1) 耐震性の強化

耐震性の強化は、「第3編 地震災害対策 第1章 第5節 第2 道路施設 1 道路 (1) 耐震性の強化」を準用する。

(2) 避難路・避難階段の整備

避難路・避難階段の整備は、「第3編 地震災害対策 第1章 第5節 第2 道路施設 1 道路 (2) 避難路・避難階段の整備」を準用する。

(3) 避難路の安全対策

避難計画に位置づけられる避難路においては、安全性や機能性を確保されているかを確認の上、問題箇所を抽出し、道路の改築や新設を含め、必要な対策を講ずる。

(4) 信頼性の高い道路網の形成

信頼性の高い道路網の形成は、「第3編 地震災害対策 第1章 第5節 第2 道路施設 1 道路 (3) 信頼性の高い道路網の形成」を準用する。

(5) 道路管理者間の情報共有化

道路管理者間の情報共有化は、「第3編 地震災害対策 第1章 第5節 第2 道路施設 1 道路 (4) 道路管理者間の情報共有化」を準用する。

2 橋梁

主要な道路の橋梁について、ストック点検の結果を基に策定した橋梁長寿命化計画に基づき順次対策を施行していく。

3 トンネル

トンネルは、「第3編 地震災害対策 第1章 第5節 第2 道路施設 3 トンネル」を準用する。

第4編 津波災害対策
第1章 災害予防対策
第4節 交通施設の災害対策

4 道路附属施設

道路附属施設は、「第3編 地震災害対策 第1章 第5節 第2 道路施設 4 道路附属施設」を準用する。

第3 港湾施設

港湾施設は、「第3編 地震災害対策 第1章 第5節 第3 港湾施設」を準用する。

第4 漁港施設

漁港施設は、「第3編 地震災害対策 第1章 第5節 第4 漁港施設」を準用する。

第5 鉄道施設

- 1 鉄道事業者は、橋梁、土地構造物等の施設を主体に、必要により補強対策を推進し、耐震性の向上を図るとともに、地震・津波等による異常事態が発生したときは、運転規制や車両停止時の避難誘導を行えるよう、あらかじめ対策を検討する。
- 2 土木建造物の変状もしくは、既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、地震・津波発生後の線路巡回計画を定める。
- 3 線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。
- 4 地震・津波発生後の早期復旧を期するため、次により復旧体制を整備する。
 - (1) 復旧要員の確保及び関係機関との協力応援体制
 - (2) 復旧用資材・機器の手配
 - (3) 防災意識の普及・向上

第5節 都市の防災対策

建設課 町民生活課

第1 目的

町は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等により、大規模な震災(地震・津波)等都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

また、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市施設の整備を行う。

第2 市街地整備事業の推進

市街地整備事業の推進は、「第3編 地震災害対策 第1章 第6節 第2 市街地整備事業の推進」を準用する。

第3 土地区画整理事業の推進

町は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づき、防災性の高い市街地の形成を目指し、防災上危険な老朽木造密集市街地等の解消を図るため、土地区画整理事業による市街地の整備を推進する。

なお、防災街区の整備のみでは、都市防災対策として十分な目的は達せられないため、町は、その他の防災対策を含む地域防災計画と都市計画との関連に配慮し、市街地の整備を行う。

第4 都市公園施設

町は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進及び配置とネットワーク化を図るとともに、避難場所に指定する基幹公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災トイレ等の整備に努める。

第5 津波避難を考慮した都市施設の整備

1 津波避難施設等の整備

町は、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所、避難路・避難階段等の避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等を行う。

第4編 津波災害対策
第1章 災害予防対策
第5節 都市の防災対策

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

2 特に配慮を用する施設の立地誘導

町は、行政関連施設、要配慮者にかかわる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

第6 臨海部の津波対策

町は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の統合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化等の総合的な取組を進める。

第7 津波による漂流物対策の推進

町及び県は、港湾・漁港における防波堤の整備・改良、船舶係留の徹底・強化、養殖筏の係留強化、貯木の囲い込み、上屋の耐浪性強化、漂流物防止柵の設置、海岸付近における駐車自粛の呼びかけ等の漂流物発生対策を強化する。

また、漂流物の石油タンク等の危険物施設への衝突を回避するため、防護壁の整備等の対策を実施するよう、関係事業者を指導する。

第6節 建築物等の**予防対策**

全課

第1 目的

津波に強いまちづくりを進めるために、公共建築物、一般建築物の耐震性、不燃性、耐浪性の確保に努めるとともに、津波に対する安全性を一層高める。

第2 公共建築物

1 公共建築物全般の対策

(1) 耐震性、不燃性、耐浪性の確保

町及び施設管理者は、庁舎、警察署、消防署、学校等の行政関連施設、病院等の医療施設、社会福祉施設等要配慮者にかかわる施設、劇場、駅等の不特定多数収容施設等、常に防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性、耐浪性の確保に努める。

(2) 停電対策の強化

停電対策の強化は、「第3編 地震災害対策 第1章 第7節 第2 公共建築物 1 公共建築物全般の対策 (2) 停電対策の強化」を準用する。

(3) 特に配慮を要する施設の防災拠点化

行政関連施設、要配慮者にかかわる施設等については、浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るが、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合、町及び施設管理者は、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図る。

2 町所有建築物

町所有建築物は、「第3編 地震災害対策 第1章 第7節 第2 公共建築物 2 町所有建築物」を準用する。

3 教育施設

教育施設は、「第3編 地震災害対策 第1章 第7節 第2 公共建築物 3 教育施設」を準用する。

第3 一般建築物

一般建築物は、「第3編 地震災害対策 第1章 第7節 第3 一般建築物」を準用する。

第4 落下防止対策

落下防止対策は、「第3編 地震災害対策 第1章 第7節 第5 落下防止対策」を準用する。

第4編 津波災害対策
第1章 災害予防対策
第6節 建築物等の予防対策

第5 建物内の安全対策

建物内の安全対策は、「第3編 地震災害対策 第1章 第7節 第6 建物内の安全対策」を準用する。

第6 高層建築物における安全対策

高層建築物における安全対策は、「第3編 地震災害対策 第1章 第7節 第7 高層建築物における安全対策」を準用する。

第7 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策

町及び県は、津波災害特別警戒区域の指定のあったときは、区域内において、津波から逃げるのが困難な避難行動要支援者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築について、津波が襲来した場合であっても倒壊を防ぐとともに、居室の床面の高さが津波の水深以上となるように制限するなど、施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

なお、津波災害特別警戒区域の指定がない場合においても、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とする等の建築物の耐浪化等に努める。

第8 文化財の防災対策

文化財の防災対策は、「第3編 地震災害対策 第1章 第7節 第8 文化財の防災対策」を準用する。

第7節 ライフライン施設等の予防対策

企画課 建設課 上下水道課

第1 目的

大規模地震・津波の発生により住民生活に直結する上下水道、電力、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上で大きな障害となるだけでなく、避難生活環境の悪化や、住民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるため耐震性・耐浪性の強化、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模地震・津波による被害軽減のための諸施策を実施する。

第2 水道施設

1 水道施設の耐震性強化

- (1) 町は、震災時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、取水・浄水施設、導水管・送水管・配水管幹線及び配水池等の基幹施設並びに指定避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路の耐震性の強化、耐浪性の確保を優先順位を定めて計画的に行う。

津波に対しては、特に、3次医療機関等の人命にかかわる重要施設への供給ラインの安全性の確保を重点的に行う。

- (2) 町は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備を推進する。
- (3) 町は、緊急時に応急給水用の水が確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。
- (4) 町は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずる。
- (5) 町は、災害時における水道水の安定供給を確保するため、浄水場等への非常用自家発電機等を整備する。

2 復旧用資機材等の確保

復旧用資機材等の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第4節 第2 水道施設 2 復旧用資機材等の確保」を準用する。

3 管路図等の整備

管路図等の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第4節 第2 水道施設 3

第4編 津波災害対策
第1章 災害予防対策
第7節 ライフライン施設等の予防対策

管路図等の整備」を準用する。

4 危機管理体制の確立

危機管理体制の確立は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第4節 第2 水道施設 4 危機管理体制の確立」を準用する。

第3 下水道施設

町は、下水道施設の被災が住民生活へ多大な影響を与えることに鑑み、施設の被害及び影響を最小限に食い止めるため、施設の耐震性・耐浪性の向上を図り災害予防を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

町は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の根幹的施設は、より高い耐震性能が保持できるよう配慮し、下水道施設の新設、改良、更新に当たっては耐震性・耐浪性の向上を計画的に推進するとともに、避難所へのマンホールトイレの整備等についても配慮する。

2 下水道施設維持管理

下水道施設維持管理は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第4節 第3 下水道施設 2 下水道施設維持管理」を準用する。

3 下水道防災体制

下水道防災体制は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第4節 第3 下水道施設 3 下水道防災体制」を準用する。

第4 電力施設

1 原子力発電設備(詳細は「原子力災害対策編」に記載)

本町に立地する原子力発電所の施設設備については、安全上の重要度に応じて耐震設計や耐浪化を行うとともに、重要な建物及び構造物は、十分な支持性能を持つ地盤に設置する。

2 送電設備

架空送電線路は鉄塔下部、地中送電線路は変電所等の地上機器、それぞれへの津波漂流物の激突による被害が主である。想定しうる最大クラスの津波に対して被害を防ぐような設備とすることは現実的でないことから、設備の被害が電力の供給に与える程度を考慮し、代替性又は多重性等により津波の影響の軽減対策を行う。

3 変電設備

- (1) 変電設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、設備対策について検討を行う。
- (2) 建物については、建築基準法による耐震設計や耐浪化の検討を行う。

4 配電設備

- (1) 架空電線路
電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
 - (2) 地中電線路
地盤条件に応じて、可とう性のある継ぎ手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。
- 5 通信設備
通信設備を構成する通信機器及び関連する施設は、電力保安通信規程(JEAC6011-2013)に示す耐震設計・対策を考慮した設計とする。
- 6 電力供給体制及び広報の実施
電気事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等に加え、医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策が必要なことから、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講ずるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。
- 7 復旧迅速化のための連携強化
電力施設管理者は、協力会社社員を含めた緊急通行の協議、現場へ到着するための道路情報の入手、車両燃料の確保、衛星写真の活用、工業用水等の早急な確保等について、復旧迅速化のため関係機関との連携強化を図る。

第5 液化石油ガス施設

- 1 液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(昭和42年法律第149号)及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、地震・津波災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講ずるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。
 - (1) 消費者全戸への安全器具(ガス漏れ警報器、ヒューズコック、S型メーター等)の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進
 - (2) 耐震性・耐浪性の確認(チェーン止め等による転倒・転落・流出防止状況の把握)と向上(ガス放出防止装置等の設置)
 - (3) 各設備の定期点検等(特に埋設管や地下ピット)の着実な実施と基準不適合設備の解消
 - (4) 周知内容の充実化(災害時の対応等)と多様化(高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等)
- 2 (一社)宮城県LPガス協会は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化を

第4編 津波災害対策

第1章 災害予防対策

第7節 ライフライン施設等の予防対策

はじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図る。

また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、LPガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。

- 3 県は、上記1、2の各内容に関して適宜、指導助言(立入検査を含む)することにより、その完遂を支援する。
- 4 関東東北産業保安監督部東北支部は、液化石油ガス販売事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

第6 電信・電話施設

1 設備の災害予防

東日本電信電話(株)宮城支店は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から非常用電源等の整備により設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置に努め、町の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

(1) 電気通信施設の耐震・防火・水防対策

主要な電気通信設備等について、大規模地震・津波に耐えるように調査点検を実施し、引き続き耐震対策、防火対策、水防対策や、やむを得ず津波による被災の危険性の高い箇所に設置する場合は、電気通信設備の上階設置等の耐浪性を推進する。

(2) 通信網の整備・充実

通信網の整備・充実は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第4節 第6 電信・電話施設 1 設備の災害予防 (2) 通信網の整備・充実」を準用する。

(3) 災害対策用機器の配置

災害対策用機器の配置は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第4節 第6 電信・電話施設 1 設備の災害予防 (3) 災害対策用機器の配置」を準用する。

2 体制の整備

体制の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第4節 第6 電信・電話施設 2 体制の整備」を準用する。

3 災害復旧用資機材の確保

災害復旧用資機材の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第4節 第6 電信・電話施設 3 災害復旧用資機材の確保」を準用する。

第4編 津波災害対策
第1章 災害予防対策
第7節 ライフライン施設等の予防対策

4 停電とふくそう対策

津波警報等の情報を確実に伝達するため、非常電源の確保や地震発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講ずる。

第7 共同溝・電線共同溝の整備

共同溝・電線共同溝の整備は、「第3編 地震災害対策 第1章 第8節 第7 電信・電話施設」を準用する。

第8 廃棄物処理施設

1 処理施設の耐震化等

処理施設の耐震化等は、「第3編 地震災害対策 第1章 第8節 第8 廃棄物処理施設 1 処理施設の耐震化等」を準用する。

2 処理施設の補修体制の整備

処理施設の補修体制の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第4節 第8 廃棄物処理施設 2 処理施設の補修体制の整備」を準用する。

3 処理体制の整備

処理体制の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第4節 第8 廃棄物処理施設 3 処理体制の整備」を準用する。

第4編 津波災害対策
第1章 災害予防対策
第8節 危険物施設等の予防対策

第8節 危険物施設等の予防対策

企画課 消防署

第1 目的

震災時において、危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底するなど、地震・津波対策と防災教育や防災訓練の積極的実施を推進する。

また、各危険物施設や護岸等の耐震・耐浪性能の向上、緩衝地帯の整備を図る。

第2 各施設の予防対策

各施設管理者は、津波被災時における浸水対策、緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討するとともに、応急措置又は代替措置により、機能を速やかに回復することができるように計画を策定する。

また、地震・津波発生時の活動や防災組織との連携、周辺住民の避難対策等について検討を行う。

第3 危険物施設

危険物施設は、「第3編 地震災害対策 第1章 第9節 第3 危険物施設」を準用する。

第4 高圧ガス施設

高圧ガス施設は、「第3編 地震災害対策 第1章 第9節 第4 高圧ガス施設」を準用する。

第5 火薬類施設

火薬類施設は、「第3編 地震災害対策 第1章 第9節 第5 火薬類施設」を準用する。

第6 事業所の予防措置

事業所の予防措置は、「第3編 地震災害対策 第1章 第9節 第6 事業所の予防措置」を準用する。

第7 町等の措置要領

町等の措置要領は、「第3編 地震災害対策 第1章 第9節 第7 町等の措置要領」を準用する。

第9節 情報通信網の整備

企画課

第1 目的

大規模震災時・津波発生時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、町は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化・耐浪化や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

このため、町は県及び防災関係機関の協力を得て、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておくものとする。

また、放送機関については、被害状況の報道、町民への的確な情報の提供が強く求められていることから、放送用施設の耐震化・耐浪化等に努める。

第2 情報伝達ルートの多重化

情報伝達ルートの多重化は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第5節 第2 情報伝達ルートの多重化」を準用する。

第3 町防災行政無線の整備拡充

- 1 町は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、防災行政無線等の整備拡充に努める。防災行政無線設備整備においては、消防庁より伝達される津波警報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。

また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備を促進し、各設備等については耐震性・耐浪性の強化に努めるとともに、停電時を想定した実践的な訓練を実施し、防災体制の強化を図る。

- 2 町は、防災行政無線設備の多重化、双方化による情報機能の強化を図るため、高機能なデジタル方式の導入を促進する。

(資料4-1「防災行政無線施設の現況」参照)

第4 職員参集等防災システムの整備

職員参集等防災システムの整備は、「第3編 地震災害対策 第1章 第10節 第4 職員参集等防災システムの整備」を準用する。

第4編 津波災害対策
第1章 災害予防対策
第9節 情報通信網の整備

第5 地域住民に対する通信手段の整備

地域住民に対する通信手段の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第5節 第5地域住民に対する通信手段の整備」を準用する。

第6 孤立想定地域の通信手段の確保

町は、津波発生時に孤立が予想される地域において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努める。

第7 非常用電源の確保

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。

また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等に努める。

第8 大容量データ処理への対応

町は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図るよう努める。

なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置に努める。

第10節 職員の配備体制

総務課 企画課

職員の配備体制は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第6節 職員の配備体制」を準用する。

第11節 防災拠点等の整備・充実

企画課

第1 目的

津波災害時における防災対策を推進するうえで重要となる防災拠点等について、早急に整備・充実を図る。

また、災害時に必要となる防災物資、資機材等の整備については、防災拠点と関連づけて整備・充実を図るものとする。

なお、それぞれの機関に係る庁舎等の設置場所について、被害軽減の観点から、津波浸水想定区域から外す、あるいは改めて設置場所の見直しの検討を行う。

第2 防災拠点の整備及び連携

- 1 町は、県と連携して、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携に努める。
- 2 町は、庁舎の耐震化・耐浪化及び大規模地震・津波災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。
- 3 町は、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備・充実に努める。
- 4 防災関係機関は、災害対策を講じる上で重要となる拠点の耐震化・耐浪化を図るとともに、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災拠点の整備・充実に努める。

第3 防災拠点機能の確保・充実

防災拠点機能の確保・充実は、「第3編 地震災害対策 第1章 第12節 第3 防災拠点機能の確保・充実」を準用する。

第4 防災用資機材等の整備・充実

防災用資機材等の整備・充実は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第7節 第4 防災用資機材等の整備・充実」を準用する。

第5 防災用資機材の確保対策

1 地域内での確保対策

地域内での確保対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第7節 第5 防災用資機材の確保対策 1 地域内での確保対策」を準用する。

2 備蓄困難な資機材の確保対策

備蓄困難な資機材の確保対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第7節 第5 防災用資機材の確保対策 2 備蓄困難な資機材の確保対策」を準用する。

3 防災用備蓄拠点の整備

防災用備蓄拠点の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第7節 第5 防災用資機材の確保対策 3 防災用備蓄拠点の整備」を準用する。

4 救助用重機の確保対策

町は、災害発生時において、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。

また、津波災害においては、水没している地域の人命検索活動や孤立している住民の救助活動にボートが必要となることから、これらの確保に努める。

第6 防災備蓄倉庫の整備

防災備蓄倉庫の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第7節 第6 防災備蓄倉庫の整備」を準用する。

第12節 相互応援体制の整備

企画課 消防署

第1 目的

大規模津波災害時には、その業務量と時間的制約等により、町だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。このため、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図り、その実効性の確保に留意する。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な津波災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

第2 相互応援体制の整備

1 受入れ体制の整備

受入れ体制の整備は、「第3編 地震災害対策 第1章 第13節 第2 相互応援体制の整備 1 受入れ体制の整備」を準用する。

2 協定の締結

協定の締結は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第8節 第2 相互応援体制の整備 2 協定の締結」を準用する。

3 外部専門家による支援体制の構築

外部専門家による支援体制の構築は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第8節 第2 相互応援体制の整備 3 外部専門家による支援体制の構築」を準用する。

第3 市町村間の応援協定

市町村間の応援協定は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第8節 第3 相互応援協定の締結等」を準用する。

第4 県との連携体制

県との連携体制は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第8節 第4 県との連携体制」を準用する。

第5 非常時連絡体制の確保

非常時連絡体制の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第8節 第5 非常時連絡体制の確保」を準用する。

第6 資機材及び施設等の相互利用

資機材及び施設等の相互利用は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第8節 第6 資機

材及び施設等の相互利用」を準用する。

第7 救援活動拠点の確保

救援活動拠点の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第8節 第7 救援活動拠点の確保」を準用する。

第8 関係団体との連携強化

関係団体との連携強化は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第8節 第8 関係団体との連携強化」を準用する。

第9 訓練及び情報交換等の実施

訓練及び情報交換等の実施は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第8節 第9 訓練及び情報交換等の実施」を準用する。

第10 協定の締結状況

協定の締結状況は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第8節 第10 協定の締結状況」を準用する。

第4編 津波災害対策
第1章 災害予防対策
第13節 医療救護体制の整備

第13節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

企画課 健康福祉課
消防署

医療救護体制・福祉支援体制の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第9節 医療救護体制・福祉支援体制の整備」を準用する。

第14節 緊急輸送体制の整備

企画課 建設課

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第10節 第1 目的」を準用する。

第2 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備

緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第10節 第2 緊急輸送道路の確保 1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備」を準用する。

2 緊急輸送道路の確保及び整備

(1) 道路の維持管理・改良

道路の維持管理・改良は、「第3編 地震災害対策 第1章 第15節 第2 緊急輸送道路の確保 2 緊急輸送道路の確保及び整備 (1) 道路の維持管理・改良」を準用する。

(2) ルートの多重化

ルートの多重化は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第10節 第2 緊急輸送道路の確保 2 緊急輸送道路の確保及び整備 (2) ルートの多重化」を準用する。

(3) 啓発活動等

町及び関係機関は、自動車の運転者、地域住民に対し、道路施設の被害を発見したときは、直ちに道路管理者に報告するよう啓発に努めるとともに、建築物の倒壊による通行の障害を生じさせないよう、沿道の建築物の耐震化、耐浪化を促進する。

(4) 交通規制等交通管理体制の整備

交通規制等交通管理体制の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第10節 第2 緊急輸送道路の確保 2 緊急輸送道路の確保及び整備 (4) 交通規制等交通管理体制の整備」を準用する。

(5) 道路啓開体制の整備

道路啓開体制の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第10節 第2 緊急輸送道路の確保 2 緊急輸送道路の確保及び整備 (5) 道路啓開体制の整備」を準用する。

第3 建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備

建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第10節 第3 建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備」を準用する。

第4編 津波災害対策
第1章 災害予防対策
第14節 緊急輸送体制の整備

第4 緊急輸送体制

緊急輸送体制は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第10節 第4 緊急輸送体制」を準用する。

第5 港湾・漁港機能の確保

港湾・漁港機能の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第10節 第5 港湾・漁港機能の確保」を準用する。

第15節 火災予防対策

企画課 消防署

第1 目的

地震・津波に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想されるとともに、津波発生時には、海上に流れ出た油や、引火して流れる家やがれき、車等により、広く延焼し、大規模災害になる可能性が高い。地震により発生する火災は、津波からの迅速な避難の支障となることから、町及び防災関係機関は、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努めるとともに、津波発生時の引火に対する予防対策を講ずる。

第2 地震による出火防止、火災予防の徹底

地震災害時の出火要因には、発火源等としてのガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに危険物、化学薬品等からの出火が考えられ、相当数の火災の発生が予想される。これらは、津波からの迅速な避難の支障となることから、町及び消防機関は、出火につながる要因を分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

また、住民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、地震災害時における出火をできる限り防止する。

1 防災教育の推進

防災教育の推進は、「第3編 地震災害対策 第1章 第16節 第2 出火防止、火災予防の徹底 1 防災教育の推進」を準用する。

2 火気使用設備・器具の安全化

火気使用設備・器具の安全化は、「第3編 地震災害対策 第1章 第16節 第2 出火防止、火災予防の徹底 2 火気使用設備・器具の安全化」を準用する。

3 出火防止のための査察指導

出火防止のための査察指導は、「第3編 地震災害対策 第1章 第16節 第2 出火防止、火災予防の徹底 3 出火防止のための査察指導」を準用する。

4 初期消火体制の強化

初期消火体制の強化は、「第3編 地震災害対策 第1章 第16節 第2 出火防止、火災予防の徹底 4 初期消火体制の強化」を準用する。

第3 津波による出火防止、火災予防の徹底

1 津波による火災予防対策の指導

津波発生時の火災は、津波により建築物や自動車、船舶等が押し流され、大量の漂流物が発生し、石油貯蔵タンクからの漏洩油や高圧ガス設備の爆発等から、それらの漂流物に引火し、延焼することが、主な要因と考えられる。

第4編 津波災害対策
第1章 災害予防対策
第15節 火災予防対策

町は、石油貯蔵施設や高圧ガス施設の耐浪化や、津波災害時の石油、ガス等の漏洩防止を図るため、関連施設において、津波被災時における浸水対策、津波到達前の緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置、容器やローリーの事業所外への流出防止策等について検討するよう指導を行う。

2 津波による被害発生時への備え

高圧ガス施設管理者は、事業所内の高圧ガス設備等が津波により破損、流出し、ガスが漏洩した場合等の被害を想定し、周辺自治体等に情報を提供するよう努める。

また、機器等が正常に作動しなくなった場合でも高圧ガス設備を安全な状態にすること、配管が損傷してもガスの大量漏洩を防止することに配慮し、そのための設備的な対応、判断基準の設定、操作手順等の整備、日常の訓練等に努める。

第4 消防力の強化

消防力の強化は、「第3編 地震災害対策 第1章 第16節 第3 消防力の強化」を準用する。

第5 消防水利の整備

消防水利の整備は、「第3編 地震災害対策 第1章 第16節 第4 消防水利の整備」を準用する。

第6 消防計画の充実強化

消防計画の充実強化は、「第3編 地震災害対策 第1章 第16節 第5 消防計画の充実強化」を準用する。

第7 海上における火災の防止

海上における火災の防止は、「第3編 地震災害対策 第1章 第16節 第6 海上における火災の防止」を準用する。

第16節 避難対策

企画課 総務課 教育委員会
町民生活課 健康福祉課 建設課

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第1 目的」を準用する。

第2 徒歩避難の原則の周知

1 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

2 自動車での避難方策の検討

町内の各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の所在、避難路の状況等のほか地域の実情を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合において、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

検討に当たっては、関係機関と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

第3 指定緊急避難場所の確保

1 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

町は、大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民等が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を災害種別に応じたあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることも検討する。

また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「可能な限り高く安全な場所」への移動を行うべきこと、さらには指

第4編 津波災害対策
第1章 災害予防対策
第16節 避難対策

定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要がありことについても、周知徹底に努める。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

2 公共用地等の有効活用

公共用地等の有効活用は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第4 指定緊急避難場所の確保 2 公共用地等の有効活用」を準用する。

3 教育施設等を指定する場合の対応

教育施設等は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第4 指定緊急避難場所の確保 3 教育施設等を指定する場合の対応」を準用する。

4 交流拠点の指定緊急避難場所への活用

交流拠点の指定緊急避難場所への活用は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第4 指定緊急避難場所の確保 4 交流拠点の指定緊急避難場所への活用」を準用する。

5 備蓄倉庫及び通信設備の確保

備蓄倉庫及び通信設備の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第4 指定緊急避難場所の確保 5 備蓄倉庫及び通信設備の確保」を準用する。

6 指定緊急避難場所の指定基準等

指定緊急避難場所の指定基準等は、「第3編 地震災害対策 第1章 第17節 第3 指定緊急避難場所の確保 6 指定緊急避難場所の指定基準等」を準用する。

7 道路盛土等の活用

町は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

第4 避難路の確保

町は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- 1 十分な幅員があること。
- 2 万一に備えた複数路の確保。
- 3 津波、がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。
- 4 海岸沿い・河川の河口沿いの道路は極力避けること。
- 5 高台等の避難場所・避難目標地点へ向け、極力直線的であること。
- 6 自動車での避難が想定される場合は、極力歩車分離とし、自動車を路側に置いても緊急車両が通行可能な幅員であること。
- 7 救出や二次的な避難を考慮し、極力周辺地盤より高い路面高を確保すること。

町は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理

者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第5 避難路等の整備

1 避難路・避難階段の整備・改善

避難路・避難階段の整備・改善は、「第3編 地震災害対策 第1章 第17節 第5 避難路等の整備 1 避難路・避難階段の整備・改善」を準用する。

2 津波避難の迅速化の考慮

町は、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地域の実情に応じて高台方向に向かう車線の拡幅や多車線化等、津波避難の迅速化も念頭に置いた検討を行う。

3 避難路等の安全性の向上

避難路等の安全性の向上は、「第3編 地震災害対策 第1章 第17節 第5 避難路等の整備 2 避難路等の安全性の向上」を準用する。

4 避難誘導標識等の設置

(1) 避難誘導標識等の整備

町は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。

(2) 多言語化の推進

多言語化の推進は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第6 避難路等の整備 3 避難誘導標識等の設置 (2) 多言語化の推進」を準用する。

(3) 浸水高表示に関する留意点

町は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

5 道路の交通容量の確認

道路の交通容量の確認は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第6 避難路等の整備 4 道路の交通容量の確認」を準用する。

第6 避難誘導體制の整備

1 行動ルールの策定

町は、消防職団員、水防団員、警察官、町職員等防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化、津波到達時間を踏まえ避難支援者の安全を優先した上での避難誘導・支援や行動の内容と退避の判断基準、津波の危険地域から高台等の安全な場所へ向かう巡回ルートや水門・陸閘等の閉鎖ルート等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

2 避難誘導・支援の訓練の実施

避難誘導・支援の訓練の実施は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第7 避難誘導體制の整備 2 避難誘導・支援の訓練の実施」を準用する。

3 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

避難行動要支援者の避難誘導體制の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第7 避難誘導體制の整備 3 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備」を準用する。

4 情報入手手段・装備の確保

町は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段(移動系無線等)及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

5 夜間に備えた対応

遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があり、立退き避難が困難となる夜間において避難指示を発令する可能性がある場合には、夕方等の暗くなる前の時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

第7 避難行動要支援者の支援方策

1 避難行動要支援者の支援方策の検討

避難行動要支援者の支援方策の検討は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第8 避難行動要支援者の支援方策 1 避難行動要支援者の支援方策の検討」を準用する。

2 避難行動要支援者の支援体制の整備

避難行動要支援者の支援体制の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第8 避難行動要支援者の支援方策 2 避難行動要支援者の支援体制の整備」を準用する。

3 社会福祉施設等における対応

(1) 動員計画及び非常招集体制等の確立

動員計画及び非常招集体制等の確立は、「第3編 地震災害対策 第1章 第17

節 第7 避難行動要支援者の支援方策 3 社会福祉施設等における対応 (1) 動
員計画及び非常招集体制等の確立」を準用する。

(2) 緊急時情報伝達手段の確保

緊急時情報伝達手段の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第
8 避難行動要支援者の支援方策 3 社会福祉施設等における対応 (2) 緊急時情
報伝達手段の確保」を準用する。

(3) 非常時持ち出し品の確保対策

非常時持ち出し品の確保対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第
8 避難行動要支援者の支援方策 3 社会福祉施設等における対応 (3) 非常時
持ち出し品の確保対策」を準用する。

4 在宅者対応

在宅者対応は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第8 避難行動要支
援者の支援方策 4 在宅者対応」を準用する。

5 外国人等への対応

町及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅
行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備
に努める。

(1) 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備に努める。

(2) 指定緊急避難場所や避難路の標識等について、ピクトグラムを活用等によりわか
りやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(3) 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及に努める。

(4) 外国人への情報伝達に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再
建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする
外国人観光客は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅
速かつ的確な情報伝達に努める。

第8 消防機関等の対応

1 救助・救急活動の実施体制確保

救助・救急活動の実施体制確保は、「第3編 地震災害対策 第1章 第17節 第8
消防機関等の対応 1 救助・救急活動の実施体制確保」を準用する。

2 地域防災計画における対策の策定

町は、地域防災計画において、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保
等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

(1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(2) 津波からの避難誘導

(3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導

第4編 津波災害対策
第1章 災害予防対策
第16節 避難対策

- (4) 救助・救急
- (5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

3 消防職員の安全確保対策

町は、消防職員の安全及び消防活動の継続を図るとともに、住民の避難誘導を行うため、職員の身に津波による危険が迫れば「消防職員も退避する。」ということの基本とし、このことを事前に住民に周知し、理解を得ておくよう努める。

職員の安全確保については、強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

また、津波の浸水想定区域内の活動については、津波到達時間内での「活動可能時間」を判断し、その時間の中で活動するよう、あらかじめルール化を図る。

4 消防団員の安全確保対策

町は、津波到達予想時間が短い地域における退避優先等の退避ルールの確立及び水門等の閉鎖活動の最小化や退避誘導活動等の最適化等の津波災害時の消防団活動の明確化を図るとともに、以下の内容を含む、津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成に努める。

- (1) 退避のルールを確立し、住民への事前説明により理解を得ること
- (2) 指揮者の下、複数人で活動すること
- (3) 津波到達予想時間を基に、出動及び退避に要する時間を踏まえ、活動可能時間を設定すること
- (4) 活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出すこと

第9 教育機関における対応

1 児童生徒等の安全対策

児童生徒等の安全対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第9 教育機関における対応 1 児童生徒等の安全対策」を準用する。

2 避難環境の整備

町は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化等、各地域の実情等を踏まえた学校等の津波対策に努める。

3 連絡・連携体制の構築

連絡・連携体制の構築は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第9 教育機関における対応 2 連絡・連携体制の構築」を準用する。

第10 津波避難計画の作成

1 町の対応

(1) 津波避難計画の作成及び周知徹底

町は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、指定緊急避難場所・避難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した津波避難計画を令和5年度に作成したところであり、その内容の住民等への周知徹底を図る。

住民への周知内容

- イ 避難対象地域
- ロ 避難指示等を発令する具体的な発令基準及び伝達方法
- ハ 津波情報の収集・伝達の方法
- ニ 避難路及び避難経路、誘導方法
- ホ 避難所の名称、所在地、収容人員
- ヘ 避難場所の名称、所在地、収容人員 など

なお、津波避難計画においては、避難対象地域の外側に設定する避難目標地点が遠い場合は、活用可能な緊急避難場所等への避難も考慮した上で、避難困難地域を抽出する。

(2) 地域ごとの避難計画策定支援

町は、津波避難計画の策定に当たり、行政区・自主防災組織等、沿岸地域住民がワークショップ等を開催するなど、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波避難マップ等のよりきめの細かい地域ごとの避難計画を策定するための支援を行う。

(3) 地域防災力の向上

町は、津波ハザードマップ・防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図る。

(4) 避難行動要支援者への配慮

町は、避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び女川町社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

第4編 津波災害対策
第1章 災害予防対策
第16節 避難対策

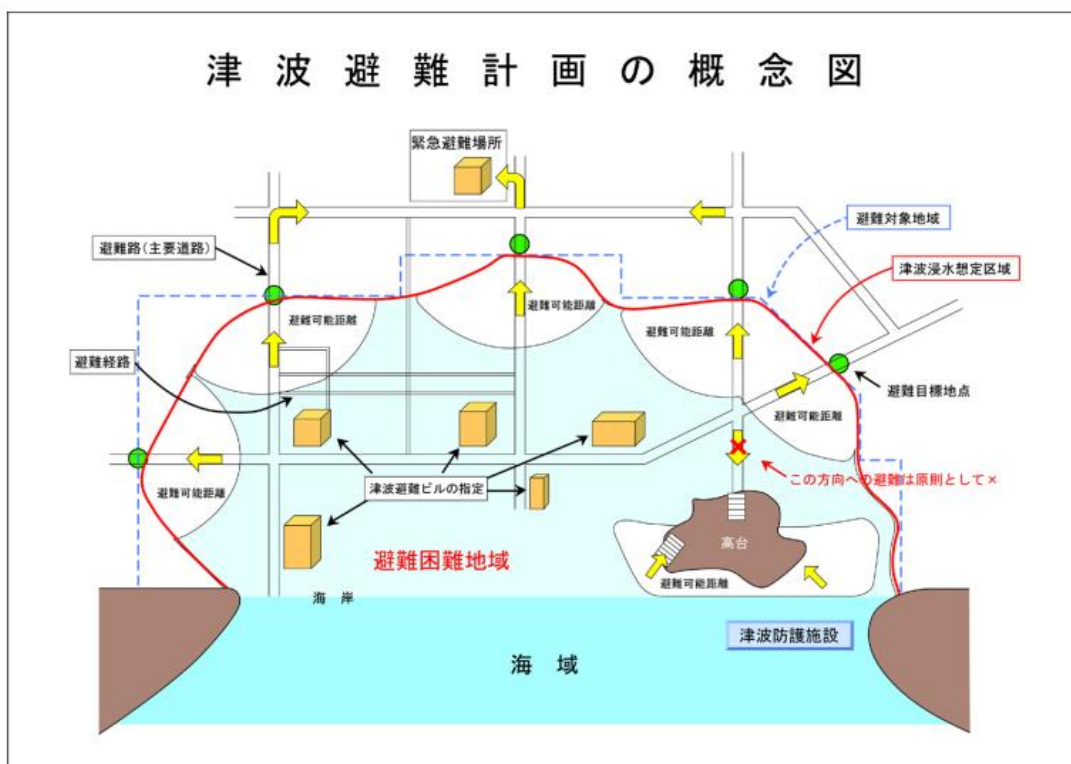
2 県及び防災関係機関の対応

(1) 津波浸水予測図の作成

県は、町の避難計画策定の支援を行うため、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合の津波シミュレーションによる津波浸水想定、及び東日本大震災等過去の津波を踏まえ、津波浸水予測図を作成し、町へ提供する。

(2) 津波避難計画策定支援への協力

県及び防災関係機関は、津波避難計画の作成に当たり、町が行う沿岸住民への支援に対して協力する。



津波避難計画の概念図
(市町村における津波避難計画策定指針)

3 公的施設等の管理者

公的施設等の管理者は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第11節 第10 避難計画の策定 2 公的施設等の管理者」を準用する。

第11 避難に関する広報

- 1 町は、指定避難路等を明示した表示板の整備を積極的に実施する。
なお、表示板の整備に際しては、外国語表記、夜間照明をつけるなどの必要な措置も考慮するものとする。
- 2 町は、避難場所、避難所、避難路等地震災害に関する津波ハザードマップ、防災マップ、地震災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、事前に住民等へ配布することにより周知を図る。
- 3 町は、実際に避難することとなった場合の広報活動を考慮し、広報車、防災行政無線(同報系)等の整備拡充を図るとともに、視覚障害者等の要配慮者に対する広報のあり方について、あらかじめ検討し、体制を整えるものとする。

第17節 避難受入れ対策

企画課 総務課 教育委員会
町民生活課 健康福祉課 建設課

第1 目的

大規模津波災害時には、津波、あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、町は事前に指定する避難所等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第2 避難所の確保

1 指定避難所の指定と周知

町は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、地震・津波による家屋の倒壊、焼失、流失等により住居を喪失した住民等を受け入れ、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所を、その管理者の同意を得た上であらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

この場合、避難受入れ施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止等の事態に耐えうる施設とする。

2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

町は、指定緊急避難場所の整備に当たり、これらを津波から緊急避難先としても使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

3 指定避難所の代替施設の指定

指定避難所の代替施設の指定は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第2避難所の確保 3 指定避難所の代替施設の指定」を準用する。

4 指定避難所の指定基準

地震、津波による家屋の倒壊、焼失、流失等により住居を喪失した住民等を受け入れるための避難受入れ施設をあらかじめ選定、確保し、整備を図る。この場合、避難受入れ施設は原則として公共建築物とし、停電、断水等の事態に耐えうる施設とする。

やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等防災拠点化を図る。

(1) 指定基準の条件

指定基準の条件は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第2 避難所の確保 4 指定避難所の指定基準 (1) 指定基準の条件」を準用する。

(2) 具体的な要件

具体的な要件は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第2 避難所の確保 4 指定避難所の指定基準 (2) 具体的な要件」を準用する。

5 県有施設を指定避難所とする場合の対応

県有施設を指定避難所とする場合の対応は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第2 避難所の確保 5 県有施設を指定避難所」を準用する。

6 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第2 避難所の確保 6 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応」を準用する。

7 福祉避難所の確保

福祉避難所の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第2 避難所の確保 7 福祉避難所の確保」を準用する。

8 広域避難の対策

広域避難の対策は、「第3編 地震災害対策 第1章 第18節 第2 避難所の確保 8 広域避難の対策」を準用する。

第3 避難の長期化対策

避難の長期化対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第3 避難の長期化対策」を準用する。

第4 避難所における愛護動物の対策

避難所における愛護動物の対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第4 避難所における愛護動物の対策」を準用する。

第5 応急仮設住宅対策

応急仮設住宅対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第5 応急仮設住宅対策」を準用する。

第6 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第6 帰宅困難者対策」を準用する。

第7 被災者等への情報伝達体制等の整備

被災者等への情報伝達体制等の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第7 被災者等への情報伝達体制等の整備」を準用する。

第8 孤立集落対策

- 1 町は、沿岸地域、島嶼部等の集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と町間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、災害時公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練等を行い、機器の操作方法の習熟を図る。
- 2 町は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図る。
また、町は、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
- 3 町は、孤立の可能性に応じて、飲料水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。
- 4 町は、できるだけ浸水の危険性が低い場所に避難施設を確保・整備するとともに、あらかじめ住民に対し周知する。
また、施設の耐震化・耐浪化等を推進する。
- 5 町は、交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。
- 6 防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。
- 7 町は、津波による孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着所の確保に努める。

第4編 津波災害対策
第1章 災害予防対策
第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保

第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保

企画課 町民生活課
建設課

食料、飲料水及び生活物資の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第13節 食料、飲料水及び生活物資の確保」を準用する。

第4編 津波災害対策
第1章 災害予防対策
第19節 ボランティアのコーディネート

第19節 ボランティアのコーディネート

健康福祉課
社会福祉協議会

第1 目的

目的は、「第3編 地震災害対策 第1章 第20節 第1 目的」を準用する。

第2 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである

- 1 生活支援に関する業務
 - (1) 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助
 - (2) 炊き出し、食料等の配布
 - (3) 救援物資等の仕分け、輸送
 - (4) 高齢者、障害者等の介護補助
 - (5) 清掃活動
 - (6) その他被災地での軽作業
- 2 専門的な知識を要する業務
 - (1) 救護所等での医療、看護、保健予防
 - (2) 被災宅地の危険度判定
 - (3) 外国人のための通訳
 - (4) 被災者へのメンタルヘルスケア
 - (5) 高齢者、障害者等への介護
 - (6) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
 - (7) 公共土木施設の調査等
 - (8) IT機器を利用した情報の受発信
 - (9) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第3 災害ボランティア活動の環境整備

災害ボランティア活動の環境整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第14節 第3 災害ボランティア活動の環境整備」を準用する。

第4 専門ボランティアの登録

平成30年4月現在、確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。

- 1 被災宅地危険度判定
被災宅地危険度判定は地震で被災した宅地について、その後の地震等による二次災

害の防止を目的として、その危険性を判定するものである。

2 防災エキスパート制度

防災エキスパート制度は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第14節 第4 専門ボランティアの登録 3 防災エキスパート制度」を準用する。

3 災害時の通訳ボランティア

災害時の通訳ボランティアは、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第14節 第4 専門ボランティアの登録 4 災害時の通訳ボランティア」を準用する。

第5 ボランティアの登録育成

ボランティアの登録育成は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第14節 第5 ボランティアの登録育成」を準用する。

第6 一般ボランティアのコーディネート体制

一般ボランティアのコーディネート体制は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第14節 第6 一般ボランティアのコーディネート体制」を準用する。

第7 行政の支援

行政の支援は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第14節 第7 行政の支援」を準用する。

第4編 津波災害対策

第1章 災害予防対策

第20節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

第20節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

企画課 健康福祉課

産業振興課

要配慮者・避難行動要支援者への支援対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策」を準用する。

第21節 災害廃棄物対策

町民生活課

第1 目的

大規模な地震・津波発生後、大量に発生する災害廃棄物(災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物)や津波により流出した家屋、自動車、船舶、コンテナ、樹木、漁業施設等の災害廃棄物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、廃棄物処理施設の耐震化・耐浪化を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。

第2 処理体制

処理体制は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第16節 第2 処理体制」を準用する。

第3 主な措置内容

主な措置内容は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第16節 第3 主な措置内容」を準用する。

第4 海に流出した災害廃棄物の処理体制の構築

町及び海岸管理者は、津波により海に流失した災害廃棄物の処理について、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、災害廃棄物の状況把握、地域や海域の実情に応じた措置、種類や性状に応じた適切な処理等、必要な措置を講ずることができるよう、あらかじめ関係機関等の連携・協力体制を構築する。

なお、体制の構築に当たっては、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、PCBが含まれたトランス等の電気機器や農薬等の薬品が入ったもの等の有害な物質等の取扱いについて、十分に考慮する。

第22節 防災知識の普及

企画課 教育委員会
健康福祉課 消防署
産業振興課

第1 目的

「自らの命は自らが守る」のが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの命を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。

また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、津波に関する防災教育、防災訓練、津波からの避難の確保を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

第2 防災知識の普及、徹底

1 職員への防災知識の普及

職員への防災知識の普及は、「第3編 地震災害対策 第1章 第24節 第2 防災知識の普及、徹底 1 職員への防災知識の普及」を準用する。

2 住民等への防災知識の普及

(1) 防災関連行事の実施

防災関連行事の実施は、「第3編 地震災害対策 第1章 第24節 第2 防災知識の普及、徹底 2 住民等への防災知識の普及 (1) 防災関連行事の実施」を準用する。

(2) 津波ハザードマップ等の活用

イ 各種防災関連データの発信

町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを津波ハザードマップ等の形で分かりや

すく発信する。

ロ リスクコミュニケーションの実施

町は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等がとることができるよう、津波ハザードマップ等を活用し、防災教育等を通じた関係主体による危機意識の共有(リスクコミュニケーション)に努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る。

(3) 専門家の活用

町は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、津波災害に関する専門家の活用を図るものとする。

(4) 普及・啓発の実施

イ 津波の危険性等の周知

町は、防災関係機関と連携し、住民等に対し、津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容のほか、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。

ロ 住民等への普及・啓発事項

町は、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種商工団体、その他の公共的団体、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット(ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等)、テレビ・ラジオ局、CATV局の番組、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

【住民等への普及・啓発を図る事項】

- | |
|---|
| <p>① 地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動</p> <p>② 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>③ 女川町地域防災計画の概要</p> <p>④ 地震・津波に関する一般的な知識</p> <p>⑤ <u>後発地震への注意を促す情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識</u></p> <p>⑥ 災害危険性に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none">・ 各地域における避難対象地区・ 孤立する可能性のある地域内集落 など <p>⑦ 避難行動に関する知識</p> <ul style="list-style-type: none">・ 町の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があること |
|---|

第4編 津波災害対策

第1章 災害予防対策

第22節 防災知識の普及

- ・ 強い揺れを感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
 - ・ 大津波警報、津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
 - ・ 「赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）」（以下「津波フラッグ」という。）は海水浴場等で、津波警報等が発表されたことを知らせる避難の合図であること（津波警報等の視覚的な伝達）
 - ・ 海水浴場や海岸付近で、津波フラッグを見かけたら、速やかに避難すること
 - ・ 海岸保全施設等より海側にいる人は津波注意報でも避難すること
 - ・ 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
 - ・ 自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと
 - ・ 津波が河川を遡上すること
 - ・ 津波は長時間継続するので、津波警報等が解除されるまで、また安全が確認されるまでは、避難行動を続けること。自己判断をしない
 - ・ 津波の規模によっては、2次的、3次的な避難行動を行うこと
 - ・ 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の「可能な限り高く安全な場所」への避難
 - ・ 各地域における災害種別毎の避難場所及び避難路に関する知識
 - ・ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - ・ 各地域における避難指示等の伝達方法 など
- ⑧ 津波の特性に関する情報
- ・ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
 - ・ 第一波が最大とは限らないこと
 - ・ 津波は繰り返し襲ってくること
 - ・ 第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること
 - ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性 など
- ⑨ 津波に関する想定・予測の不確実性
- ・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
 - ・ 大津波警報や津波警報は、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震の場合に津波の高さを「巨大」、「高い」と定性的な表現になること
 - ・ 津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること
 - ・ 指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ること
 - ・ 津波は地形に影響されるため津波高や浸水域が変わってくること など

⑩ 家庭内での予防・安全対策

- ・ 「最低3日間、推奨一週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ・トイレトーパー等^等の備蓄
- ・ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、防寒具等)の準備
- ・ 自動車へのこまめな満タン給油
- ・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- ・ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など

⑪ 災害時にとるべき行動

- ・ 近隣の人々と協力して行う救助活動
- ・ 自動車運行の自粛
- ・ その他津波警報等の発表時や避難指示等の発令時、後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき行動
- ・ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ・ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動 など

⑫ その他

- ・ 正確な情報入手の方法
- ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・ 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」
- ・ 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ・ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動
- ・ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施 など

(5) 要配慮者及び観光客等への配慮

イ 要配慮者への配慮

町は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ(LGBT等)のニーズの違い等多様な視点に十分配慮する。

ロ 観光客等への対応

町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレッ

第4編 津波災害対策
第1章 災害予防対策
第22節 防災知識の普及

トやチラシの配布に努めるとともに、町及び施設管理者は、津波注意、緊急避難場所を示す標識を設置する等、広報に努める。

(6) 災害時の連絡方法の普及

災害時の連絡方法の普及は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第2 防災知識の普及、徹底 2 住民等への防災知識の普及 (6) 災害時の連絡方法の普及」を準用する。

(7) 相談窓口の設置

相談窓口の設置は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第2 防災知識の普及、徹底 2 住民等への防災知識の普及 (7) 相談窓口の設置」を準用する。

(8) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底

「暴力は許されない」意識の普及、徹底は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第2 防災知識の普及、徹底 2 住民等への防災知識の普及 (8) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底」を準用する。

3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及

(1) 関係事業者に対し、防災訓練への積極的な参加促進を図る。

(2) 海岸等の利用者に対しては、次により地震・津波災害その他の災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

イ 防災に関する講演会を開催するほか、各種講習会を活用して防災に関する講習を行うとともに防災関係資料の配付等を行う。

ロ 各種行事を活用して防災関係資料の配付等を行う。

ハ 石巻海上保安署（宮城海上保安部）は、巡視船艇職員等による船舶への立入検査又は訪船指導の際に、防災関係資料の配付等を行う。

(3) 船舶への防災知識の普及

町は、以下を基本として、あらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。

イ 沖合で航行・操業中に津波警報等が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域(以下「沖」という。)へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する。

ロ 沖へ退避した船舶は、津波警報等が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。

ハ 港内で作業中(係留中)に津波警報等が発表されたら、直ちに陸上の避難場所へ避難すること。

4 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及

(1) 津波ハザードマップの整備

イ 津波ハザードマップの作成・周知

町は、津波によって浸水が予想される地域の津波浸水想定を設定するとともに、当該津波浸水想定や津波災害警戒区域を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波

ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

なお、津波ハザードマップを作成するに当たっては、住民等の生活範囲等を考慮した町界の外側を含めた地図情報等の表示や基準配色を使用した浸水深の表示等「水害ハザードマップ作成の手引き」(H28.4 国土交通省)を参考に作成する。

ロ 津波ハザードマップの有効活用

町は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努める。

(2) 日常生活の中での情報揭示

イ 円滑な避難を支援するための情報揭示

町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、緊急避難場所や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

ロ 浸水高等を示す場合の留意点

町は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

(3) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知

町は、観光地、観光施設、海水浴場、釣りスポット、鉄道駅及び乗船場といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や、津波による浸水が予想される地域内を通行する車両の多い道路の沿道において、津波浸水域や浸水高、緊急避難場所や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

5 ドライバーへの啓発

(1) 徒歩による避難の原則の徹底

町は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。

その中で、地震・津波発生時には、地震に伴う道路の損傷や一人ひとりの自動車の使用により渋滞を招く可能性があることなど、ドライバーに対し、自動車による避難の危険性を徹底的に周知する。

(2) 運転中における災害時の対応の周知

運転中における災害時の対応の周知は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第2 防災知識の普及、徹底 5 ドライバーへの啓発 (2) 運転中における災害時の対応の周知」を準用する。

第4編 津波災害対策
第1章 災害予防対策
第22節 防災知識の普及

6 社会教育施設や防災拠点の活用

社会教育施設や防災拠点の活用は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第2 防災知識の普及、徹底 6 社会教育施設や防災拠点の活用」を準用する。

る。

第3 学校等教育機関における防災教育

1 学校等教育機関は、町及び防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や津波のリスク、過去の津波の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。

2 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。

3 児童生徒及び指導者に対する教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

イ 学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。

ロ 教科、特別活動、学校行事等、教育活動全般を通じて、災害に関する基礎知識を習得させるとともに、防災訓練や避難訓練等の定期的な実施により災害発生時の対策(避難場所、避難経路の確認、防災知識の普及・啓発等)の周知徹底を図る。中学校生徒については、応急看護の実践的技能習得の指導を行う。

ハ 地理的要件等地域の実情に応じ、津波等様々な災害を想定した防災教育を行う。

ニ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校園時等校園外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

教育委員会は、学校長に対し、町職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に災害に関する必要な事項(防災組織、分担等)を定め、児童生徒が地震災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、意思決定し、適切な行動ができるよう安全教育等の徹底を指導する。

また、指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

(3) 幼児に対する教育

保育所の児童に対し、保育活動を通じ、幼年消防クラブの結成を図り、地震、津波等に対する基礎的知識の普及に努める。

- 4 町及び教育委員会は、住民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。
- 5 町及び教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実のために町内全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には安全担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。
- 6 町及び教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努める。
- 7 町及び教育委員会は、各学校等において、防災主任、安全担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施等防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。
- 8 町及び教育委員会は、生涯学習内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、津波防災上必要な知識の普及に努める。
- 9 町及び教育委員会は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

第4 住民の取り組み

住民の取り組みは、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第4 住民の取り組み」を準用する。

第5 防災指導員の養成

防災指導員の養成は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第5 防災指導員の養成」を準用する。

第6 災害教訓の伝承

東日本大震災の教訓を活かし、今後の地震・津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

1 資料の収集及び公開

資料の収集及び公開は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第6 災害教訓の伝承 1 資料の収集及び公開」を準用する。

第4編 津波災害対策
第1章 災害予防対策
第22節 防災知識の普及

2 伝承機会の定期的な実施

伝承機会の定期的な実施は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第6 災害教訓の伝承 2 伝承機会の定期的な実施」を準用する。

3 石碑やモニュメントの継承

石碑やモニュメントの継承は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第6 災害教訓の伝承 3 石碑やモニュメントの継承」を準用する。

4 伝承の取組

伝承の取組は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第17節 第6 災害教訓の伝承 4 伝承の取組」を準用する。

5 災害遺構の指定・保存

町は、東日本大震災で被災した施設を災害遺構として保存するよう努める。

また、町中心部においては被災者慰霊碑、メモリアル公園の整備を図る。

6 津波浸水表示板の設置

実物大の津波ハザードマップとして地域住民のみならず地元の地理に不案内な観光客への津波防災意識の啓発及び被災事実の後世への伝承のため、津波浸水表示板を設置する。

第23節 地震・津波防災訓練の実施

企画課 消防署

第1 目的

地震・津波発生時に、県、関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動、応急対策が迅速かつ円滑に実施できるよう、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、図上又は現地において計画的、継続的に地震・津波防災訓練を実施するものとする。

訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を図るものとする。

第2 防災訓練の実施とフィードバック

1 定期的な実施

町は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

2 地域の実情に応じた内容

町は、防災訓練を少なくとも年1回以上実施し、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策について盛り込むなど、地域の実情に応じた内容とする。

また、避難行動に支障を来すと考えられる冬期における実施についても配慮する。

3 具体的かつ実践的な内容

町は、津波災害を想定した訓練の実施に当たり、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

4 目的及び内容の明確な設定

町は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

5 課題の発見

町は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

6 フィードバック

町は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第4編 津波災害対策
第1章 災害予防対策
第23節 地震・津波防災訓練の実施

第3 訓練の実施及び参加

- 1 町は、毎年、6月12日(みやぎ県民防災の日)、9月1日(防災の日)及び11月5日(津波防災の日)等に、法令及び本計画の定めるところにより、単独又は県及び防災関係機関と共同して地域住民参加による総合防災訓練を実施する。
- 2 防災訓練は、町及びその他の防災関係機関職員のほか、自主防災組織、民間企業、NPO 法人・ボランティア等、その他関係ある公私の団体の参加、協力により実施する。
- 3 訓練の方法として、展示型の訓練だけでなく、ハザードマップ等を活用し、より実際の災害に近い状況で実践的な災害対応能力の向上を図る図上訓練について、県及び防災関係機関の指導・協力を得て、実施に努める。
- 4 要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ (LGBT 等)のニーズの違い等多様な視点での配慮やボランティア活動等、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。
- 5 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。
- 6 大規模な訓練だけでなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。

第4 訓練の種類及び目的

訓練の種類及び目的は、「第3編 地震災害対策 第1章 第26節 第4 訓練の種類及び目的」を準用する。

第5 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関の防災訓練は、「第3編 地震災害対策 第1章 第26節 第5 防災関係機関の防災訓練」を準用する。

第6 学校等の防災訓練

- 1 津波によって浸水が予想される地域に所在する学校等は、大津波警報、津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは緊急避難場所等、津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。
- 2 校内外活動(自然体験学習、校外学習を含む)等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- 3 津波災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 4 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができる

よう配慮する。

- 5 津波によって浸水が予想される地域以外の学校等も含め、大津波警報、津波警報発表の際、学校等が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、町は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

第7 企業の防災訓練

- 1 津波によって浸水が予想される地域に所在する企業は、大津波警報、津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは緊急避難場所等、津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。
- 2 企業等の施設等が津波避難ビル等として指定されている場合は、大津波警報、津波警報発表の際に指定緊急避難場所となることを想定し、避難者の受入れ等の訓練等を実施する。
- 3 災害発生時に備え、周辺自治体及び行政区、地域住民の方々並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

(訓練内容)

- (1) 避難訓練
- (2) 消火訓練
- (3) 救急救命訓練
- (4) 災害発生時の安否確認方法
- (5) 災害発生時の対応(帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等)
- (6) 災害時の危険物、有害物の漏洩等の対処訓練
- (7) 災害救助訓練
- (8) 町、行政区、他企業との合同防災訓練
- (9) 施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第8 訓練及び普及内容

町は、津波警戒に関する地域住民への周知徹底を図るため、啓発用の標識や多数の地域住民も参加した津波防災訓練の実施等を通じて次の内容の普及を図る。

【考えられる訓練内容】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 津波警報等、津波情報等の収集、伝達
初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟の他、同報無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否(平易で分かりやすい表現か)等を検証する。② 津波避難訓練
避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルート |
|---|

第4編 津波災害対策

第1章 災害予防対策

第23節 地震・津波防災訓練の実施

や避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限らない。場合によっては民有地等に避難する必要があり、地域社会の中で理解を得ておく必要がある。また、夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要である。

③ 津波防災施設操作訓練

「誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。」、「津波予想到達時間内に操作完了が可能か。」、「地震動等により操作不能となった場合の対応はどうか。」などの現実に関わり得る想定の中で訓練を実施する。

④ 津波監視訓練

高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて、津波監視の方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。

1 一般住民に対する内容

- (1) 強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送等を通じて入手する。
- (3) 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、町が定めている避難対象地域に所在している場合、直ちに指定された避難場所へ避難する。
- (4) 津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることがあるので、津波警報等が解除され安全になるまで避難行動を止めない。
- (5) 過去の経験から、「津波は引き波から始まる」と言い伝えられているが、押し波から始まることもあることから、誤った認識により不適切な行動を取らない。

2 船舶に対する内容

- (1) 強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波が来るおそれがあることを念頭に、ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて情報入手に努める。
- (2) 津波警報等が発表された場合、以下の対応を基本とした避難行動をとること。
なお、町とあらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。
 - イ 沖合で航行・操業中に津波警報等が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域(以下「沖」という。)へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する等、人命を最優先に対処する。
 - ロ 沖へ退避した船舶は、津波警報等が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。
 - ハ 港内で作業中(係留中)に津波警報等が発表されたら、増し舫いをとる等、可能な流出防止措置を講じて直ちに陸上の避難場所へ避難すること。
 - ニ 津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることがあるので、

第4編 津波災害対策
第1章 災害予防対策
第23節 地震・津波防災訓練の実施

津波警報等が解除され安全になるまで避難行動を止めない。

第24節 地域における防災体制

企画課 消防署

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第20節 第1 目的」を準用する。

第2 自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織の果たすべき役割は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第20節 第2 自主防災組織の果たすべき役割」を準用する。

第3 自主防災組織の育成・指導

自主防災組織の育成・指導は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第20節 第3 自主防災組織の育成・指導」を準用する。

第4 「自助」「共助」「公助」による協働(自主防災組織の位置づけ)

「自助」「共助」「公助」による協働(自主防災組織の位置づけ)は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第20節 第4「自助」「共助」「公助」による協働(自主防災組織の位置づけ)」を準用する。

第5 自主防災組織の活動

自主防災組織は、町と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、平常時及び災害発生時において次の活動を行う。

1 平常時の活動

(1) 訓練の実施等

イ 防災訓練への参加

災害が発生したとき、適切な措置をとることができるよう町及び県等が実施する防災訓練へ参加する。

ロ 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

ハ 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を取得する。

ニ 避難訓練の実施

第4編 津波災害対策
第1章 災害予防対策
第24節 地域における防災体制

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

ホ 救出・救護訓練の実施

救助用資機材を使用した漂流者等の救出活動及び負傷者や溺れた者、家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者に対する応急手当の方法等を習得する。

ヘ 避難所開設・運営訓練の実施

災害発生時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、町の担当者や施設管理者と協力し、必要なノウハウの習得に努める。

ト 情報の収集・伝達訓練の実施

被害情報の収集把握、町への連絡及び住民への防災情報の伝達訓練を実施する。

(2) 防災点検の実施

防災点検の実施は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第20節 第5 自主防災組織の活動 1 平常時の活動 (2) 防災点検の実施」を準用する。

(3) 防災用資機材の整備・点検

防災用資機材の整備・点検は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第20節 第5 自主防災組織の活動 1 平常時の活動 (3) 防災用資機材の整備・点検」を準用する。

(4) 要配慮者の情報把握・共有

要配慮者の情報把握・共有は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第20節 第5 自主防災組織の活動 1 平常時の活動 (4) 要配慮者の情報把握・共有」を準用する。

2 地震・津波発生時の活動

(1) 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第20節 第5 自主防災組織の活動 2 災害発生時の活動 (1) 情報の収集・伝達」を準用する。

(2) 出火防止及び初期消火

出火防止及び初期消火は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第20節 第5 自主防災組織の活動 2 災害発生時の活動 (2) 出火防止及び初期消火」を準用する。

(3) 救出・救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者、津波に流され漂流している者や溺れた者等が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の治療を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

第4編 津波災害対策
第1章 災害予防対策
第24節 地域における防災体制

(4) 避難の実施

町長又は警察官等から避難指示が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

イ 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

(イ) 市街地……………火災、落下物、危険物

(ロ) 山間部、起伏の多いところ……………がけ崩れ、地すべり

(ハ) 海岸地域……………津波

(ニ) 河川……………津波、決壊、はん濫

ロ 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のものとする。

ハ 避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力の下に避難させる。

(5) 避難所開設・運営への参画

避難所開設・運営への参画は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第20節 第5 自主防災組織の活動 2 災害発生時の活動 (5) 避難所開設・運営への参画」を準用する。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

給食・救援物資の配布及びその協力は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第20節 第5 自主防災組織の活動 2 災害発生時の活動 (6) 給食・救援物資の配布及びその協力」を準用する。

第6 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

住民及び事業者による地区内の防災活動の推進は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第20節 第6 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」を準用する。

第25節 津波調査研究等の推進

企画課 消防署

第1 目的

地震・津波に関する調査研究については、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関等で行われてきているが、これらの機関と連携し、総合的に推進する。

第2 調査研究の連携強化

津波対策として、平成15年に発足した宮城県津波対策連絡協議会等を中心に産学官の連携体制(ネットワーク)を整備し、地域の津波防災力の向上を図る。

第3 津波監視システムの整備

町は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くこと等を防止するため、監視カメラによる監視の実施等、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備に努める。

第4 被災原因の分析及びフィードバック

被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ町に報告するよう努める。町は、この報告を受け、又は自ら被災原因の分析等を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講ずるよう努める。

第5 防災対策研究の国際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、諸外国の防災対策の強化にも資することから、町は、災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

第26節 企業等の防災対策の推進

企画課 産業振興課
消防署

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第21節 第1 目的」を準用する。

第2 企業等の役割

1 企業等の活動

(1) 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震・津波発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、その社会的使命を考えると、地域における防災上の役割は、決して小さいものではない。

このため、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

(2) 事業継続上の取組の実施

事業継続上の取組の実施は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第21節 第2 企業等の役割 1 企業等の活動 (2) 事業継続上の取組の実施」を準用する。

(3) 帰宅困難者対策の実施

帰宅困難者対策の実施は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第21節 第2 企業等の役割 1 企業等の活動 (3) 帰宅困難者対策の実施」を準用する。

(4) 町長への報告

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の策定・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、策定した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告するものとする。

2 町及び防災関係機関の役割

(1) 防災に関するアドバイスの実施

防災に関するアドバイスの実施は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第21節 第2 企業等の役割 2 町及び防災関係機関の役割 (1) 防災に関するアドバイスの実施」を準用する。

(2) 企業防災の取組支援

企業防災の取組支援は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第21節 第2 企業等の役割 2 町及び防災関係機関の役割 (2) 企業防災の取組支援」を準用する。

(3) 企業の防災力向上対策

企業の防災力向上対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第21節 第2 企業等の役割 2 町及び防災関係機関の役割 (3) 企業の防災力向上対策」を準用する。

第3 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう、的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な地震・津波災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐうえで重要である。

このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、概ね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- 1 防災訓練
- 2 従業員等の防災教育
- 3 情報の収集・伝達体制の確立
- 4 火災その他災害予防対策
- 5 避難対策の確立
- 6 応急救護
- 7 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
- 8 施設の耐震化・耐浪化の推進
- 9 施設の地域避難所としての提供
- 10 地元消防団との連携・協力
- 11 コンピュータシステム及びデータのバックアップ
- 12 大型の什器・備品の固定

第27節 津波監視体制、伝達体制の整備

企画課

第1 目的

町は、津波発生の際に速やかに警戒態勢がとれるよう、津波監視・観測体制の整備や情報を迅速に伝達できる体制の整備を図る。

また、他県との調整を行い、県境を越えた情報連絡・提供等の連携に努める。

第2 浸水危険区域の設定

町は、県が行った津波被害想定調査に基づき、本町の浸水危険区域について把握する。浸水危険区域については、浸水予測地図や避難場所、避難路を示す津波ハザードマップ等を活用し、津波危険区域を指定して住民に危険区域の範囲と想定される被害及び区域内における避難場所の位置を認識させ、住民の防災意識の向上と自主的かつ的確な避難行動を促す。

第3 津波の観測・監視体制の整備

1 津波観測機器の維持・整備

仙台管区気象台は、地震及び震度観測点や津波観測施設の機能強化等の整備を行い、観測結果に基づく迅速な津波警報等、津波情報等の発表及び伝達に努める。

町は、津波襲来の直前監視を行うため、潮位計、水圧計、超音波式津波監視装置等の津波観測機器の維持・整備に努める。

2 観測情報の共有化

町、県及び防災関係機関は、各観測機器から得られた情報の共有化に努める。

3 伝達体制の整備

東北地方整備局は、GPS波浪計の沖合波浪観測情報を速やかに関係地方公共団体等へ伝達できる体制の整備を推進する。

第4 避難指示等の伝達体制の整備

1 避難指示等の発令基準の設定

(1) 発令基準の策定・見直し

町は、津波警報等の内容に応じた避難指示や津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定める等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。

第4編 津波災害対策

第1章 災害予防対策

第27節 津波監視体制、伝達体制の整備

また、町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(2) 発令基準策定の支援

県は、町による発令基準の策定や見直しを支援する。

(3) 伝達体制の整備

町は、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

(4) 国又は県に対する助言の要請

町は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

2 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化

(1) 多様な情報伝達手段の確保

町は、様々な環境下にある職員や住民等に対し、津波警報等の伝達手段として、同報無線の整備を促進し、耐震化、停電対策、燃料切れへの備え等の堅牢化を図るとともに、サイレン、広報車、津波フラッグのほか、関係事業者の協力を得ながら、テレビ、ラジオ(コミュニティ FM 放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ワンセグ等、多数の手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難路、避難場所の周知を図る。

(2) 確実な伝達方法の確保

町は、気象庁からの津波警報等及び地震情報等の迅速かつ確実な受信のため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)等を整備すると共に、同報無線との自動起動を推進する。

また、障害に強い伝達体制の整備と併せ、いわゆるプッシュ型の情報伝達も充実させるとともに、雑音に強い高品質な音声での通話・放送が可能となるようデジタル化を推進する。

(3) 自動車運転者対策

町は、走行中の自動車に対し、津波警報等・津波情報の発表状況、浸水想定区域、交通規制や迂回路、避難場所等に関する情報を伝達する手段として、カーラジオ、カーテレビ、カーナビゲーションシステム等の車載機器を活用した方策を検討する。

(4) 海域海岸利用者対策

町は、海域海岸利用者に対し、防災行政無線やサイレンが聞こえにくい場合に備え、視覚的に危険が迫っていることを伝達できる手段として津波フラッグの普及に努める。

第4編 津波災害対策

第1章 災害予防対策

第27節 津波監視体制、伝達体制の整備

(5) 要配慮者対策

町は、字幕放送や手話放送、多言語放送等に加え、要配慮者が災害時に安全を確保し、必要な情報を入手し得る方策について、十分検討を行うよう努める。

3 伝達内容の検討

町は、津波警報等、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、避難指示等を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。その際、要配慮者や一時滞在者等に十分配慮する。

4 多様な条件下の考慮

町は、夜間、休日の情報伝達体制についても整備しておく。さらに、多数の人出が予想される海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者への情報伝達体制を確立する。

5 津波地震や遠地地震の考慮

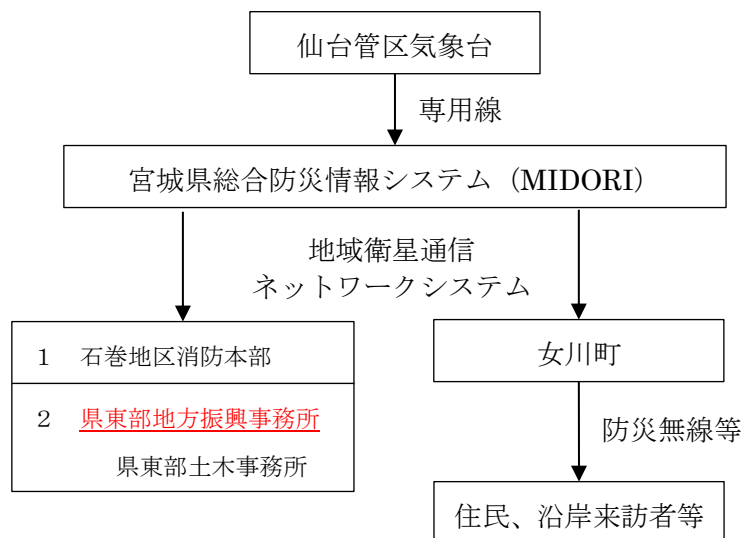
町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、災害発生時刻によらず、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

第5 役割・責任等の明確化

町は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。

また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

津波予報伝達フロー図



第28節 複合災害対策

企画課

複合災害対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第22節 複合災害対策」を準用する。

第2章 災害応急対策

第2章 災害応急対策

第1節 防災活動体制

全部

第1 目的

目的は、「第3編 地震災害対策 第2章 第1節 第1 目的」を準用する。

第2 初動対応の基本的考え方

初動対応の基本的考え方は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第2 初動対応の基本的考え方」を準用する。

第3 配備体制

1 職員の配備体制

職員の配備体制は、「第3編 地震災害対策 第2章 第1節 第3 配備体制 1 職員の配備体制」を準用する。

2 配備体制の時期及び内容

配備体制の時期及び内容は、「第3編 地震災害対策 第2章 第1節 第3 配備体制 2 配備体制の時期及び内容」を準用する。

3 各課等の配備体制

各課等の配備体制は、「第3編 地震災害対策 第2章 第1節 第3 配備体制 3 各課等の配備体制」を準用する。

4 各配備態勢下での活動

各配備態勢下での活動は、「第3編 地震災害対策 第2章 第1節 第3 配備体制 4 各配備態勢下での活動」を準用する。

5 各部の配備・動員計画

各部の配備・動員計画は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第3 配備体制 5 各部の配備・動員計画」を準用する。

第4 職員の動員・配備

1 勤務時間中における動員

勤務時間中における動員は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第4 職員の動員・配備 1 勤務時間中における動員」を準用する。

2 夜間・休日等の勤務時間外における動員

夜間・休日等の勤務時間外における動員は、「第3編 地震災害対策 第2章 第1節

第4 職員の動員・配備 2 夜間・休日等の勤務時間外における動員」を準用する。

3 職員の配置及びサービス

職員の配置及びサービスは、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第4 職員の動員・配備 3 職員の配置及びサービス」を準用する。

4 夜間・休日等の勤務時間外における参集時の留意事項

夜間・休日等の勤務時間外における参集時の留意事項は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第4 職員の動員・配備 4 夜間・休日等の勤務時間外における参集時の留意事項」を準用する。

5 職員配備に際しての留意事項

職員配備に際しての留意事項は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第4 職員の動員・配備 5 職員配備に際しての留意事項」を準用する。

6 各態勢の配備要員

各態勢の配備要員は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第4 職員の動員・配備 6 各態勢の配備要員」を準用する。

第5 災对本部の設置

災对本部の設置は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第5 災对本部の設置」を準用する。

第6 警察の活動

警察の活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第6 警察の活動」を準用する。

第7 消防機関の活動

消防機関の活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第7 消防機関の活動」を準用する。

第8 防災関係機関の活動

防災関係機関の活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第8 防災関係機関の活動」を準用する。

第9 関係機関等との連携

1 県との連携

県との連携は、「第3編 地震災害対策 第2章 第1節 第9 関係機関等との連携 1 県との連携」を準用する。

第4編 津波災害対策
第2章 災害応急対策
第1節 防災活動体制

2 県による現地災害対策本部の設置

県による現地災害対策本部の設置は、「第3編 地震災害対策 第2章 第1節 第9 関係機関等との連携 2 県による現地災害対策本部の設置」を準用する。

3 防災関係機関相互の連携

防災関係機関相互の連携は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第9 関係機関等との連携 2 防災関係機関相互の連携」を準用する。

第10 複合災害発生時の体制

複合災害発生時の体制は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第2節 第10 複合災害発生時の体制」を準用する。

第2節 情報の収集・伝達

全部

第1 目的

目的は、「第3編 地震災害対策 第2章 第2節 第1 目的」を準用する。

第2 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

緊急地震速報の発表等は、「第3編 地震災害対策 第2章 第2節 第2 緊急地震速報 1 緊急地震速報の発表等」を準用する。

2 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し日本放送協会(NHK)に伝達するとともに、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。

また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能含む)、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

総務省消防庁の全国瞬時警報システム(J-ALERT)を通じて受理した場合、町は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。

3 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動は、「第3編 地震災害対策 第2章 第2節 第2 緊急地震速報 3 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動」を準用する。

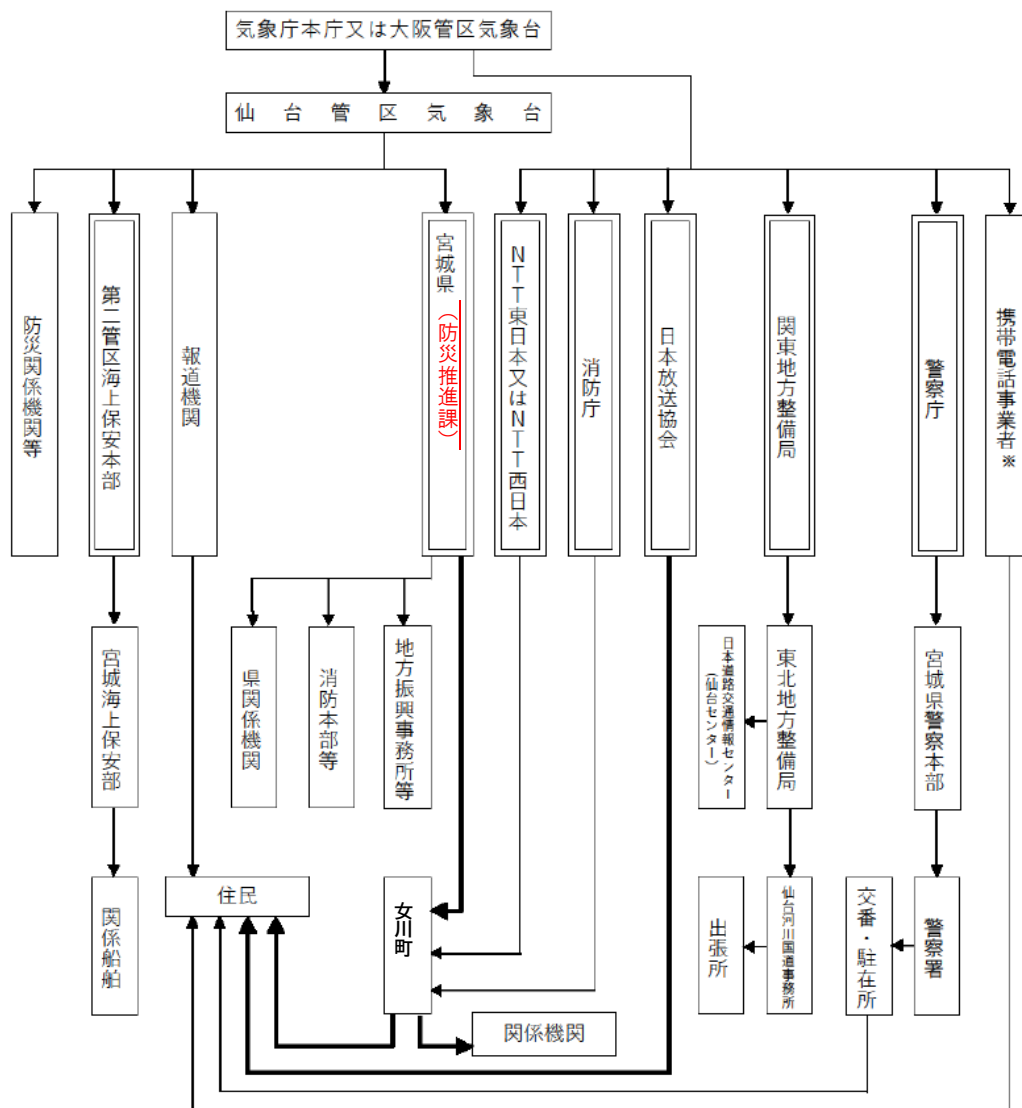
第3 津波警報等の伝達

町は、仙台管区気象台からの情報の内容に鑑みて、避難指示等を、同報無線、消防無線、携帯電話等を活用して住民に対し、迅速かつ的確な情報の伝達を行う。

なお、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

第4編 津波災害対策
 第2章 災害応急対策
 第2節 情報の収集・伝達

津波警報等の伝達系統図



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

第4 地震・津波情報

仙台管区気象台は、地震・津波情報を伝達する。これらの情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知される。

1 情報の種類

(1) 津波警報等

イ 津波警報等の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。

なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度の高い地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」等の言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 <u>(10m < 予想高さ)</u>	巨大	<u>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台等安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</u>
		10m <u>(5m < 予想高さ ≤ 10m)</u>		
		5m <u>(3m < 予想高さ ≤ 5m)</u>		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m <u>(1m < 予想高さ ≤ 3m)</u>	高い	<u>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台等安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</u>

第4編 津波災害対策
 第2章 災害応急対策
 第2節 情報の収集・伝達

津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m <u>(0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)</u>	(表記なし)	<u>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。</u>
-----------	---	---------------------------------	--------	--

※ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

ロ 津波警報等の留意事項

- (イ) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- (ロ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合もある。
- (ハ) 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(ニ) どのような津波であっても、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、町は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

(ホ) 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

イ 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <u>(注1)</u>	各津波予報区の津波の到達予想時刻 <u>(注2)</u> や予想される津波の高さ <u>(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)</u> を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 <u>(注3)</u>
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される <u>沿岸での</u> 津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 <u>(注4)</u>

第4編 津波災害対策
第2章 災害応急対策
第2節 情報の収集・伝達

(注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

<u>警報・注意報の発表状況</u>	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

第4編 津波災害対策
 第2章 災害応急対策
 第2節 情報の収集・伝達

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値^(注5))の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注5) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値だけではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

ロ 津波情報の留意事項

- (イ) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- (ロ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- (ハ) 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- (ニ) 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。

また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準とその内容

発表基準	内容
津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(注)(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき(注)(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注)「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

(4) 津波予報区

津波予報区は津波予報区単位で発表され、宮城県沿岸の津波予報区は「宮城県」である。

2 仙台管区気象台からの情報の伝達

(1) 仙台管区気象台及び防災関係機関の対応

仙台管区気象台は、津波警報等、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達システムにより市町村等関係機関へ伝達する。

なお、緊急を要する津波警報等については、地上系の補完として、直接市町村及び防災機関等に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、総務省消防庁から同報送信されている。

(2) 報道機関の対応

報道機関は、津波警報等、地震及び津波情報を住民に広く周知することに努める。

3 放送事業者の対応

放送事業の管理者は、次の措置を講ずる。

- (1) 津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- (2) 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の放送に努めるよう留意する。
- (3) 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ必要な要

第4編 津波災害対策
第2章 災害応急対策
第2節 情報の収集・伝達

員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的な内容を管理者ごとに定める。

第5 災害情報収集・伝達

1 災害情報等収集体制

災害情報等収集体制は、「第3編 地震災害対策 第2章 第2節 第4 災害情報収集・伝達 1 災害情報等収集体制」を準用する。

2 収集すべき災害情報等の内容

収集すべき災害情報等の内容は、「第3編 地震災害対策 第2章 第2節 第4 災害情報収集・伝達 2 収集すべき災害情報等の内容」を準用する。

3 災害情報の収集活動

災害情報の収集活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第5節 第2 情報収集・伝達 3 災害情報の収集活動」を準用する。

4 情報の取りまとめ

情報の取りまとめは、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第5節 第2 情報収集・伝達 4 情報の取りまとめ」を準用する。

5 情報の伝達

情報の伝達は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第5節 第2 情報収集・伝達 5 情報の伝達」を準用する。

6 災害情報等の交換

災害情報等の交換は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第5節 第2 情報収集・伝達 6 災害情報等の交換」を準用する。

7 県等への被害状況の報告

(1) 町及び消防機関は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、併せて119番通報の殺到状況についても連絡する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害状況を伝達し、事後速やかにその旨を県に連絡する。

(2) 本部長は、必要に応じ県に職員の派遣を要請し、町の応急対策実施状況及び管内被災状況等に関する情報収集をし、その情報を県へ連絡してもらう。

(3) 報告すべき事項、手順等

報告すべき事項、手順等は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第5節 第2 情報収集・伝達 7 県等への被害状況の報告 (3) 報告すべき事項、手順等」を準用する。

(4) 報告の区分及び様式

報告の区分及び様式は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第5節 第2 情報

収集・伝達 7 県等への被害状況の報告 (4) 報告の区分及び様式」を準用する。

(5) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第5節 第2
情報収集・伝達 7 県等への被害状況の報告 (5) 災害救助法に基づく報告」を準
用する。

第6 通信・放送施設の確保

大規模地震・津波災害により通信施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や住民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

このため、町及び防災関係機関は、施設の応急復旧又は代替機能の立ち上げについて、所要の措置を講ずるものとする。

1 町防災行政無線施設等

- (1) 町は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、町防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク等の通信手段を確保する。
- (2) 地震・津波災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の応急復旧を行う。
- (3) 避難場所となった学校等と本部との通信手段の確保に努めるとともに、併せて他機関及び他市町との通信手段の確保にも努める。
- (4) 県防災行政無線は、県はじめ関係機関との重要な情報連絡手段であることから、町は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確認するとともに、支障が生じた場合には、施設の復旧に努めるとともに、代替通信経路を確保する。

第7 災害時の通信連絡

災害時の通信連絡は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第6節 第3 災害時の通信連絡」を準用する。

第8 郵便関係の措置

郵便関係の措置は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第6節 第4 郵便関係の措置」を準用する。

第4編 津波災害対策
第2章 災害応急対策
第3節 災害広報活動

第3節 災害広報活動

災対総務部
各災対部

第1 目的

町は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震・津波情報、避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切に提供するものとする。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

第2 社会的混乱の防止

社会的混乱の防止は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第7節 第2 社会的混乱の防止」を準用する。

第3 実施責任者

実施責任者は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第7節 第3 実施責任者」を準用する。

第4 災害時広報体制の確立等

災害時広報体制の確立等は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第7節 第4 災害時広報体制の確立等」を準用する。

第5 主に広報すべき情報項目

主に広報すべき情報項目は、「第3編 地震災害対策 第2章 第3節 第5 主に広報すべき情報項目」を準用する。

第6 報道機関への発表・協力要請

報道機関への発表・協力要請は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第7節 第6 報道機関への発表・協力要請」を準用する。

第7 広報活動用資機材及び要員の確保等

広報活動用資機材及び要員の確保等は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第7節 第7 広報活動用資機材及び要員の確保等」を準用する。

第8 安否情報

安否情報は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第7節 第8 安否情報」を準用する。

第4編 津波災害対策
第2章 災害応急対策
第4節 災害救助法の適用

第4節 災害救助法の適用

災対総務部

災対生活部

災害救助法の適用は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第8節 災害救助法の適用」を準用する。

第5節 救急・救助活動

災対総務部 災対建設部
災対消防団 災対消防部
各災対部

第1 目的

大規模地震・津波が発生した場合、家屋の倒壊、流出、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については、一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町は、防災関係機関との連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施する。

また、被害が他方面に広がることが予想されることから、自主防災組織、事業所、一般住民についても防災の基本理念に基づき、自ら救出・救助活動に協力する。

第2 実施責任者

実施責任者は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第13節 第2 実施責任者」を準用する。

第3 救助活動

救助活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第13節 第3 救助活動」を準用する。

第4 石巻海上保安署（宮城海上保安部）

- 1 地震・津波等により海難救助等を行うに当たって、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずる。その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。
 - (1) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機等により、その救助を行うほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関と協力してその救助を行う。
 - (2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに航空機により状況調査を実施し、必要に応じて関係機関等救助機関に協力を要請する。
 - (3) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒等の発生の防止、船舶の航行を制限し、又は禁止するなどを行う。
 - (4) 救急・救助活動等に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒、大規模地震発生後の地震に伴う津波等の二次災害の防止を図る。

第4編 津波災害対策
第2章 災害応急対策
第5節 救急・救助活動

(5) 東日本大震災における救助状況を踏まえ、沿岸部における孤立者、漂流者の迅速な救助を実施するため、ヘリコプター、巡視艇又は搭載艇等の集中運用を行う。

また、捜索中の船艇、航空機又は他機関勢力と連携を図り、効率的な活動を行う。

(6) 津波により、沿岸部又は海域において行方不明者が発生した時は、巡視船艇・航空機により捜索を行うとともに、特殊救難隊等による潜水捜索、水中カメラ・ソナー等による捜索を行う。

2 町及び関係機関の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救急・救助活動等について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施する。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した巡視船の活用について配慮する。

(1) 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を整備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

(2) 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

(3) その他の支援活動については、その都度協議の上、決定する。

3 物資の無償貸付もしくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認められるときは、「海上災害救助用品の無償貸付及び譲与に関する省令」（平成18年国土交通省令第4号）に基づき、海上災害救助用品を被災者に対して無償貸付し、又は譲与する。

第5 住民及び自主防災組織等の活動

住民及び自主防災組織等の活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第13節 第5 住民及び自主防災組織等の活動」を準用する。

第6 救急・救助活動への支援

救急・救助活動への支援は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第13節 第6 救急・救助活動への支援」を準用する。

第7 惨事ストレス対策

惨事ストレス対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第13節 第7 惨事ストレス対策」を準用する。

第8 感染症対策

感染症対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第13節 第8 感染症対策」を準用する。

第9 救急・救助用資機材の整備

救急・救助用資機材の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第13節 第9 救急・救助用資機材の整備」を準用する。

第4編 津波災害対策
第2章 災害応急対策
第6節 医療救護活動

第6節 医療救護活動

災対総務部 災対健康福祉部
災対医療部 各災対部

医療救護活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第14節 医療救護活動」を準用する。

第7節 消火活動

災対総務部 災対消防団
災対消防部

第1 目的

大規模地震・津波発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、町及び防災機関は、住民、自主防災組織、事業所等の協力を得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

また、津波で浸水した家屋、自動車等における電気配線のショート、漏電等により、大規模な市街地火災や海上火災が発生した場合、延焼防止措置や消火活動を行う。

第2 消火活動の基本

消火活動の基本は、「第3編 地震災害対策 第2章 第7節 第2 消火活動の基本」を準用する。

第3 町の対応

町の対応は、「第3編 地震災害対策 第2章 第7節 第3 町の対応」を準用する。

第4 消防機関の活動

1 石巻地区広域行政事務組合消防本部の活動

石巻地区広域事務組合消防長は、女川消防署を指揮し、女川町消防団や各関係機関と相互に連絡をとり、地震・津波災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防計画に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

(1) 初期における情報収集体制

初期における情報収集体制は、「第3編 地震災害対策 第2章 第7節 第4 消防機関の活動 1 石巻地区広域行政事務組合消防本部の活動 (1) 初期における情報収集体制」を準用する。

(2) 地震・津波による火災の初期消火と延焼防止

地震・津波による火災が発生した場合は、消防団を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

(3) 道路通行障害時の対応

道路通行障害時の対応は、「第3編 地震災害対策 第2章 第7節 第4 消防機関の活動 1 石巻地区広域行政事務組合消防本部の活動 (3) 道路通行障害時の対応」を準用する。

第4編 津波災害対策
第2章 災害応急対策
第7節 消火活動

(4) 消防水利の確保

消防水利の確保は、「第3編 地震災害対策 第2章 第7節 第4 消防機関の活動 1 石巻地区広域行政事務組合消防本部の活動 (4) 消防水利の確保」を準用する。

2 消防団の活動

消防団の活動は、「第3編 地震災害対策 第2章 第7節 第4 消防機関の活動 2 消防団の活動」を準用する。

第5 事業所の活動

事業所の活動は、「第3編 地震災害対策 第2章 第7節 第5 事業所の活動」を準用する。

第6 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は、「第3編 地震災害対策 第2章 第7節 第6 自主防災組織の活動」を準用する。

第7 住民の活動

住民の活動は、「第3編 地震災害対策 第2章 第7節 第7 住民の活動」を準用する。

第8 被災地域以外からの応援

被災地域以外からの応援は、「第3編 地震災害対策 第2章 第7節 第8 被災地域以外からの応援」を準用する。

第9 その他の応急対策

上記以外の応急対策については、前節までの各応急対策を準用する。

第8節 交通・輸送活動

災対総務部 災対産業部
災対建設部 災対生活部
各災対部

交通・輸送活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第15節 交通・輸送活動」を準用する。

第4編 津波災害対策
第2章 災害応急対策
第9節 ヘリコプターの活動

第9節 ヘリコプターの活動

災対総務部
各災対部

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第16節 第1 目的」を準用する。

第2 活動体制

活動体制は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第16節 第2 活動体制」を準用する。

第3 活動内容

活動内容は、「第3編 地震災害対策 第2章 第9節 第3 活動内容」を準用する。

第4 活動拠点の確保

活動拠点の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第16節 第4 活動拠点の確保」を準用する。

第5 安全運航体制の確保

安全運航体制の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第16節 第5 安全運航体制の確保」を準用する。

第6 応援要請の手続き

応援要請の手続きは、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第16節 第6 応援要請の手続き」を準用する。

第10節 自衛隊の災害派遣

災対総務部

各災対部

自衛隊の災害派遣は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第12節 自衛隊の災害派遣」を準用する。

第11節 相互応援活動

災対総務部 災対消防部
災対建設部 各災対部

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第11節 第1目的」を準用する。

第2 相互応援活動の実施

1 取りまとめ責任者

取りまとめ責任者は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第11節 第2相互応援活動の実施 1 取りまとめ責任者」を準用する。

2 応援要請の実施

応援要請の実施は、「第3編地震災害対策 第2章 第11節 第2相互応援活動の実施 2 応援要請の実施」を準用する。

3 市町村間等の相互応援活動

- (1) 本部長は、応急対策を実施するために必要と認めるときは、他の市町村に対し応援を求める。応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、本部長の指揮の下に行動する。

県は、災害応急対策を行うために必要があると認めるときは、被害の規模に応じて、他の都道府県等に対して応援を求め、また、必要に応じて県内市町村に対して、他の市町村を応援すべきことを指示する。

イ 個別相互応援協定

災害時に係る相互の応援協定を締結している市町村においては、当該協定等に基づく応援要請及び応急活動を実施する。

(資料7-3「広域石巻圏防災に関する相互応援協定書」参照)

(資料7-7「全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱」参照)

ロ 県内全市町村間の相互応援協定

一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整し必要な応援を行う。

ただし、県と調整するいとまがないと応援市町村長が認められる場合は、活動実施後に県に報告する。

(資料7-1「災害時における宮城県市町村相互応援協定書」参照)

(2) 県への情報伝達

県への情報伝達は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第11節 第2相互
応援活動の実施 3 市町村間等の相互応援活動(2) 県への情報伝達」を準用する。

(3) 応援体制の確保

応援体制の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第11節 第2相互
応援活動の実施 3 市町村間等の相互応援活動(3) 応援体制の確保」を準用する。

(4) 経費の負担

経費の負担は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第11節 第2相互
応援活動の実施 3 市町村間等の相互応援活動(4) 経費の負担」を準用する。

第3 各種団体及び事業所との協力

各種団体及び事業所との協力は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第11節 第3各
種団体及び事業所との協力」を準用する。

第4 水道の相互応援活動

水道の相互応援活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第11節 第4水道の相
互応援活動」を準用する。

第5 消防機関の相互応援活動

消防機関の相互応援活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第11節 第5消防
機関の相互応援活動」を準用する。

第6 緊急消防援助隊の応援活動

緊急消防援助隊の応援活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第11節 第6緊
急消防援助隊の応援活動」を準用する。

第7 広域的な応援体制

広域的な応援体制は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第11節 第7広域的な
応援体制」を準用する。

第8 受入れ体制の確保

受入れ体制の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第11節 第8受入れ
体制の確保」を準用する。

第9 他県等への応援体制

他県等への応援体制は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第11節 第9他
県等へ」

第4編 津波災害対策
第2章 災害応急対策
第11節 相互応援活動

の応援体制」を準用する。

第12節 避難活動

全部

第1 目的

津波警報等及び地震情報が発表された場合又は遠地津波等のおそれがある場合、被害の発生を最小限に食い止めるため避難広報・避難活動を迅速に実施するとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。

1 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

2 住民がとるべき避難行動

津波による浸水が想定される区域の居住者等の避難行動は立退き避難が基本であり、高台、指定緊急避難場所等、可能な限り安全な場所への立退き避難が考えられる。

津波は突発的に発生することから、津波による浸水が想定される区域の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や町の避難指示等の発令を待たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難する。

第2 津波の警戒

- 1 仙台管区気象台から送られた津波警報等・地震及び津波に関する情報等は、県総合防災情報システム(MIDORI)により町及び各消防機関へ速やかに伝達される。特に、特別警報に位置付けられる大津波警報の通報を受けたときは直ちに通知する。
- 2 町は、津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、Lアラート(災害情報共有システム)の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、津波フラッグ、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難広報を実施して住民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。
- 3 津波浸水予測域の住民に対する広報車による津波広報は、石巻地区広域行政事務組合消防本部の協力を得て、「災害広報活動」により実施する。
- 4 住民等への津波警報等の発表・伝達に当たっては、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。また、積雪寒冷地特有の課題や地理的条件を踏まえつつ、地域住民等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
- 5 作業者の安全最優先の退避ルール及び地域特性や仙台管区気象台からの津波到達予

第4編 津波災害対策
 第2章 災害応急対策
 第12節 避難活動

想時刻等を考慮のうえ、防潮水門や陸閘等の閉鎖措置を行う。

- 6 町は、潮位等の情報、対応の状況等について、県と連絡を密にし、必要に応じて管理道路の通行止め等の措置をとる。
- 7 警察は、津波警報等が発表された場合は、直ちに石巻警察署に無線もしくは有線により伝達し、石巻警察署は伝達系統図に従い町に通知し、警戒を行う。
 また、防災関係機関と協力して警戒活動を行う。
- 8 東北地方整備局は、津波警報等発表時には、直ちに地震災害の防災体制に入る。
 また、津波等に関する情報を収集し、道路情報板及び路側放送等で情報を提供する。
- 9 石巻海上保安署（宮城海上保安部）は、津波警報等が発表された場合、船艇・航空機を巡回させて警戒に当たるとともに、拡声器、たれ幕等を使用して在港船舶へ津波警戒の周知を図る。その際、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。また、沿岸住民及び釣り客や海水浴客に対し高台への早急な避難等の指導を行う等、防災関係機関と協力して警戒に当たる。

第3 避難の指示等

- 1 町は、津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると予想される場合は、速やかに的確な避難の指示等を行い、関係機関の協力のもとに安全かつ効果的な避難誘導を行う。町は、避難の指示等を行うに当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。
- 2 避難の指示等を行うべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。
 また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

実施者	根拠法令
町長	災害対策基本法第60条
警察官又は海上保安官	災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条
水防管理者(町長)	水防法第29条
知事又はその命を受けた県職員	水防法第29条、地すべり等防止法第25条
災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官(その場に警察官がいない場合に限る。)	自衛隊法第94条

- 3 町長は、津波に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して、次により、速やかに避難指示等の発令を行う。
(1) 津波は、30cm 程度の高さであっても急で強い流れが生じることがあり、これに

巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性がある。このため、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であり、高齢者等避難は発令せず、基本的に避難指示のみを発令する。

(2) 避難指示の発令の必要な地域については、県が策定する津波浸水想定区域図等に基づき、沿岸市町が大津波警報・津波警報・津波注意報で発表される予想津波高により、地域の実情を勘案し指定する。

(3) 強い揺れ(震度4以上)を感じたとき、また、地震動(震度)は小さいが、大きな津波が発生するという、いわゆる「津波地震」に備えて、弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、必要に応じて避難指示を発令する。

なお、過去に、こうした津波地震による被害を受けたことのある地域にあつては、過去の地震動の大きさと津波発生の有無、その被害の大きさ等を調査、検討し、必要に応じて避難指示を発令する際の発令基準を定めておくことが重要である。

(4) 地震発生後、報道機関等から津波警報等が放送されたとき、また、放送ルート以外の法定ルート等により町長に津波警報等が伝達された場合にも、同様の措置をとる。

4 町から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から日本への津波の有無についての情報を「遠地地震情報」の中で発表する場合がある。町は、この「遠地地震情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討するものとする。

第4 避難指示等の内容及び周知

1 町は迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた住民避難計画を女川町地域防災計画において作成し、住民及び関係機関へ周知する。

2 町長等が避難指示等を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。

- (1) 津波の規模
- (2) 避難対象地域
- (3) 避難先
- (4) 避難経路
- (5) 避難指示等の理由
- (6) その他必要な事項

3 避難の措置と周知

避難指示等の発令を行った者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

また、これらを解除したときも同様とする。

第4編 津波災害対策
 第2章 災害応急対策
 第12節 避難活動

(1) 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、同報無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。

なお、避難指示等の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メールや一斉FAX、津波フラッグにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

(2) 関係機関の相互連絡

町は、避難の措置をとった場合においては、その内容について県の災害対策本部に連絡する。

(3) 周知内容





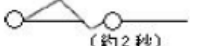

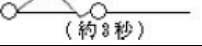

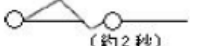

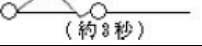

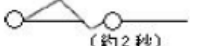

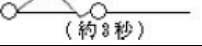



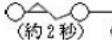



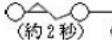



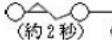
避難指示等の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、その他とする。

(4) 警察への協力要請

町は、町長が行う避難指示等について、警察、関係機関に対し必要な助言と協力を要請する。

情報伝達に当たって留意するポイント

何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報等の発表、津波襲来の危険、避難指示等、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 伝達内容について、あらかじめ想定し雛形を作成
誰に対して知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> 津波の危険がある地域の住民等か、それ以外の地域の住民等か 避難対象地域の住民等の誰を対象とするか(住民、滞在者(観光客、海水浴客、釣り客等)、通過者、漁業関係者、港湾関係者、船舶、海岸工事関係者) 避難場所等に避難している避難者
いつ、どのタイミングで知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> 地震直後(自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難勧告・避難指示等) 津波発生後(津波警報等の更新、津波情報、被害状況等) 津波終息後(津波警報等の解除、津波予報、避難指示等の解除等)

どのような手段で	<ul style="list-style-type: none"> ・同報無線、半鐘、サイレン、<u>津波フラッグ</u>、テレビ、ラジオ、電話・FAX、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット等 ・情報の受け手の立場に立った伝達手段(特に津波避難において要配慮者(災害弱者)となりうる者) ・津波警報等の伝達をサイレン、半鐘で行う場合は、伝文の前に予報警報標識規則(気象庁告示第3号：昭和51年11月16日)で規定する標識を用いる。 ・<u>津波警報等の伝達を旗で行う場合は、予報警報標識規則(気象庁告示第5号：令和2年6月24日一部改正)で規定する標識を用いる。</u> <旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 790 863 846">標識の種類</th> <th data-bbox="863 790 1362 846">標識</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 846 863 1137"> 津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識 </td> <td data-bbox="863 846 1362 1137">  </td> </tr> </tbody> </table>	標識の種類	標識	津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識							
	標識の種類	標識									
	津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識										
	<p align="center"><u>(注) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。</u></p>										
<津波注意報標識> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="486 1279 842 1377" rowspan="2">標識の種類</th> <th colspan="2" data-bbox="842 1279 1358 1328">標識</th> </tr> <tr> <th data-bbox="842 1328 1102 1377">鐘音</th> <th data-bbox="1102 1328 1358 1377">サイレン音</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="486 1377 842 1473">津波注意報標識</td> <td data-bbox="842 1377 1102 1473"> (3点と2点との斑打)  </td> <td data-bbox="1102 1377 1358 1473"> (約10秒)  (約2秒) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1473 842 1568">津波注意報、津波警報及び大津波警報解除標識</td> <td data-bbox="842 1473 1102 1568"> (1点2個と2点との斑打)  </td> <td data-bbox="1102 1473 1358 1568"> (約10秒) (約1分)  (約3秒) </td> </tr> </tbody> </table>	標識の種類	標識		鐘音	サイレン音	津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)	津波注意報、津波警報及び大津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)
標識の種類		標識									
	鐘音	サイレン音									
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)									
津波注意報、津波警報及び大津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)									
<津波警報標識及び大津波警報標識> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="486 1659 842 1758" rowspan="2">標識の種類</th> <th colspan="2" data-bbox="842 1659 1358 1709">標識</th> </tr> <tr> <th data-bbox="842 1709 1102 1758">鐘音</th> <th data-bbox="1102 1709 1358 1758">サイレン音</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="486 1758 842 1854">津波警報標識</td> <td data-bbox="842 1758 1102 1854"> (2点)  </td> <td data-bbox="1102 1758 1358 1854"> (約5秒)  (約6秒) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1854 842 1993">大津波警報標識</td> <td data-bbox="842 1854 1102 1993"> (連点)  </td> <td data-bbox="1102 1854 1358 1993"> (約3秒)  (約2秒) (短声連点) </td> </tr> </tbody> </table>	標識の種類	標識		鐘音	サイレン音	津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)	大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)
標識の種類		標識									
	鐘音	サイレン音									
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)									
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)									

第5 避難誘導

- 1 住民等の避難誘導は、女川町地域防災計画に定めるところによるが、町職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先(指定緊急避難場所、指定避難所)への円滑な誘導に努める。
誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行う。
また、優先避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者の避難を優先して行う。さらに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「可能な限り高く安全な場所」への移動等の措置を講ずべきことにも留意する。
- 2 町職員、警察官、消防職員等は、避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難する場合は、一時避難場所へ避難誘導する。
- 3 町は、消防職団員、水防団員、町職員等避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。
また、遠地震や遠地津波の場合には、必要に応じ、高齢者等避難や避難指示の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- 4 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩を原則とする。ただし、避難行動要支援者やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、又は沿岸部の農地や緑地・公園等の自動車等による出入りが主となるような避難が困難な地域において、やむを得ず自動車での避難を行う場合、町職員、警察官、消防職員等は自身の安全を確保した上で、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。
- 5 石巻警察署は、津波警報等が発表された場合は、伝達系統に従い町に通知し、警戒する。また、パトカー等により広報を行い、津波警戒を周知徹底する。
- 6 石巻海上保安署(宮城海上保安部)は、船艇・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により在港船舶へ津波警戒の周知を図るとともに、沿岸住民及び釣り客や海水浴客に対し高台への早急な避難等の指導を行う。

第6 避難所の開設及び運営

指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、町は、津波や土砂災害等の危険性を十分配慮し、指定避難所を開設すると

ともに、住民に対し周知を図る。

町は、災害の規模に鑑み必要な避難所を、可能な限り当初から開設するように努めるものとする。

1 設置

設置は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第7 避難所の開設及び運営 1 設置」を準用する。

2 開設から運営までの手順

開設から運営までの手順は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第7 避難所の開設及び運営 2 開設から運営までの手順」を準用する。

3 避難所の開設

避難所の開設は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第7 避難所の開設及び運営 3 開設及び運営上の留意事項」を準用する。

4 避難所の運営

避難所の運営は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第7 避難所の開設及び運営 4 避難所の運営」を準用する。

第7 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第8 帰宅困難者対策」を準用する。

第8 孤立集落の安否確認対策

孤立集落の安否確認対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第9 孤立集落の安否確認対策」を準用する。

第9 広域避難者への支援

広域避難者への支援は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第10 広域避難者への支援」を準用する。

第10 在宅避難者への支援

在宅避難者への支援は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第11 在宅避難者への支援」を準用する。

第4編 津波災害対策
第2章 災害応急対策
第13節 応急仮設住宅等の確保

第13節 応急仮設住宅等の確保

災対総務部 災対生活部
災対建設部 災対健康福祉部
各災対部

応急仮設住宅等の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第18節 応急仮設住宅等の確保」を準用する。

第4編 津波災害対策

第2章 災害応急対策

第14節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

第14節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

災対総務部 災対生活部

災対産業部 災対建設部

災対健康福祉部

食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第9節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」を準用する。

第4編 津波災害対策
第2章 災害応急対策
第15節 相談活動

第15節 相談活動

災対総務部 災対生活部
各災対部

相談活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第10節 相談活動」を準用する。

第16節 ボランティア活動

災対健康福祉部 各災対部

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第19節 第1 目的」を準用する。

第2 一般ボランティア

一般ボランティアは、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第19節 第2 一般ボランティア」を準用する。

第3 専門ボランティア

関係する組織からの申し込みについては、町が県の協力を得て対応するものとし、主な種類は次のとおりである。

No.	主な受入項目	担当部
1	救護所等での医療、看護、保健予防	災対総務部
2	被災宅地の危険度判定	災対建設部
3	防災関係施設診断	災対建設部
4	外国人のための通訳	災対総務部
5	被災者のメンタルヘルスケア	災対健康福祉部
6	高齢者、障害者等への介護	災対健康福祉部
7	その他専門的知識が必要な業務	各災対部

第4 NPO法人／NGOとの連携

NPO法人／NGOとの連携は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第19節 第4 NPO法人／NGOとの連携」を準用する。

第4編 津波災害対策

第2章 災害応急対策

第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

災対健康福祉部

各災対部

女川町社会福祉協議会

要配慮者・避難行動要支援者への支援活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第20節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動」を準用する。

第18節 愛玩動物の収容対策

災対生活部

愛玩動物の収容対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第21節 愛玩動物の収容対策」を準用する。

第19節 防疫・保健衛生活動

災对生活部
災対健康福祉部
各災対部

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第22節 第1 目的」を準用する。

第2 基本方針

基本方針は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第22節 第2 基本方針」を準用する。

第3 防疫

1 防疫活動班の編成

防疫活動班の編成は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第22節 第3 防疫 1 防疫活動班の編成」を準用する。

2 連絡通知等

連絡通知等は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第22節 第3 防疫 2 連絡通知等」を準用する。

3 町は、浸水区域等について速やかに消毒活動を行う。

津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生等衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。
なお、消毒に要する1戸当たりの使用薬剤の基準は、概ね次のとおりとする。

災害の程度	薬品名		
	クレゾール	普通石灰	クロールカルキ(井戸)
床上浸水(全・半壊、流失含む)	200g	6kg	200g
床下浸水	50g	6kg	200g

4 ねずみ属、昆虫等の駆除

ねずみ属、昆虫等の駆除は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第22節 第3 防疫 4 ねずみ属、昆虫等の駆除」を準用する。

5 健康診断

健康診断は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第22節 第3 防疫 5 健康診断」を準用する。

6 臨時予防接種

臨時予防接種は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第22節 第3 防疫 6 臨時予防接種」を準用する。

7 連絡通知等

連絡通知等は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第22節 第3 防疫 7 連絡通知等」を準用する。

8 避難所の感染症対策

避難所の感染症対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第22節 第3 防疫 8 避難所の感染症対策」を準用する。

9 防疫用資器材等の確保

防疫用資器材等の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第22節 第3 防疫 8 防疫用資器材等の確保」を準用する。

第4 保健対策

保健対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第22節 第4 保健対策」を準用する。

第5 食品衛生対策

食品衛生対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第22節 第5 食品衛生対策」を準用する。

第4編 津波災害対策
第2章 災害応急対策
第20節 遺体等の搜索・処理・埋葬

第20節 遺体等の搜索・処理・埋葬

災对生活部

災対消防団

遺体等の搜索・処理・埋葬は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第23節 遺体等の搜索・処理・埋葬」を準用する。

第21節 社会秩序の維持活動

災対総務部 災対産業部
災対消防団

社会秩序の維持活動は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第24節 社会秩序の維持活動」を準用する。

第22節 災害廃棄物処理活動

災対生活部

災対建設部

第1 目的

大規模地震・津波災害時には、建築物の倒壊、流出、火災等によって多量の災害廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図っていく。

第2 処理体制

1 対策実施上の基本指針

町域に大規模な災害が発生した場合における「環境・衛生」対策の実施に当たっては、次のとおり行うものとする。

(1) 損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、町は、広域的な処分等迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。

(2) 町は、ボランティア、NPO 法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 法人等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(3) 町及び事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

(4) 町及び事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

(5) 町は、被災状況により、町のみで対応できないと判断した場合には、県知事に協力を要請する。

(6) 町は、対策の実施に当たって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県に加え、平常時の区分にこだわることなく広く関連業種団体・専門家等の協力を求める。

(7) 住民・事業所は、町・県等行政機関の行う災害時における「環境・衛生」対策実施に最大限協力する。

(8) がれきについては、原則として所有者が処分する。

(9) 海岸に漂着した危険物について、第一報通報者への対応、現地確認の準備、現地の状況把握、専門家の要請、海岸利用者・地域住民の安全確保について、一連の対応をとり発見者及び周辺住民の安全を図る。

- 2 対策実施上の時期区分
対策実施上の時期区分は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第25節 第2 処理体制 2 対策実施上の時期区分」を準用する。
- 3 廃棄物処理活動実施体制
廃棄物処理活動実施体制は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第25節 第2 処理体制 3 廃棄物処理活動実施体制」を準用する。
- 4 建築物の解体計画等他の計画との調整
建築物の解体計画等他の計画との調整は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第25節 第2 処理体制 4 建築物の解体計画等他の計画との調整」を準用する。
- 5 町民相談所等の活用
町民相談所等の活用は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第25節 第2 処理体制 5 町民相談所等の活用」を準用する。

第3 処理方法

- 1 ごみ処理
- (1) 対策実施上の基本指針
- イ 防疫対策上緊急に収集・処理すべき「ごみ」を最優先で収集する。
 - ロ 可燃性の生活系ごみは、腐敗による悪臭・汚水が発生するため早期処理を行う。
 - ハ 解体時の粉じん発生防止のため、必要に応じ散水等の対策を行う。
 - ニ 避難所・医療対策拠点施設等、拠点施設を最優先で収集し、生活環境を確保する。
 - ホ 被害の甚大な地域を最優先で収集する。
 - ヘ 広報車・防災行政無線等を通じて、町民・事業所等の理解・協力が得られるよう事前に十分な広報活動を行う。
- (2) 対策実施上の時期区分

区分	期間のめやす	措置の概要
災害発生直後の緊急措置	災害発生後3日目まで	イ ごみの発生状況(要収集施設・場所、量、質等)の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置 ロ 緊急活動用道路上の堆積物のうち、安全な通行を確保するため必要な限度における収集及び搬出措置 ハ 有害ごみ発生状況の把握及び当面の危険防止措置 ニ 第一次処理対策実施計画の検討及び体制の確立 ホ 町民、事業所に対するごみ分別・排出抑制等の協力要請及びその他収集計画に関する広報

第4編 津波災害対策
 第2章 災害応急対策
 第22節 災害廃棄物処理活動

第一次処理対策 (避難所開設初期)	災害発生後 4日目以降 14日目まで	イ 第一次処理対策の実施 避難所、医療対策施設、要配慮者優先施設、その他拠点施設及び被災地放置ごみの収集 ロ 有害ごみに対する安全対策上必要な措置 ハ 第二次処理対策実施計画の検討及び体制の確立
第二次処理対策 (避難所閉鎖以降)	災害発生後 15日目以降	イ 第二次処理対策の実施 広域行政ごみ処理施設における中間処理及び仮置場における中間処理並びに最終処分 ロ 有害ごみに対する安全対策上必要な措置 ハ 平常時収集体制への移行

2 災害廃棄物

(1) 対策実施上の基本指針

対策実施上の基本指針は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第25節 第3処理方法 2 災害廃棄物 (1) 対策実施上の基本指針」を準用する。

(2) 対策実施上の時期区分

対策実施上の時期区分は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第25節 第3処理方法 2 災害廃棄物 (2) 対策実施上の時期区分」を準用する。

(3) 障害物の除去

障害物の除去は、「第3編 地震災害対策 第2章 第22節 第3処理方法 2 災害廃棄物 (3) 障害物の除去」を準用する。

3 し尿処理

し尿処理は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第25節 第3処理方法 3 し尿処理」を準用する。

4 事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物について、二次災害及び環境への影響の発生防止を考慮しながら、適正な処理を進める。

第4 推進方策

推進方策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第25節 第4推進方策」を準用する。

第5 海に流出した災害廃棄物の処理

町は、県、国、関係機関及び応援協定団体等の協力の下、津波により海に流失した災害廃棄物の処理について、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、災害廃棄物の状況把握、地域や海域の実情に応じた措置、種類や性状に応じた適切な処理等、必要な措置を講ずる。

なお、そのための体制の構築に当たり、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、PCBが含まれたトランス等の電気機器や農薬等の薬品が入ったもの等の有害な物質等の取扱いについて、十分に留意する。

第6 死亡獣畜等の処理

死亡獣畜等の処理は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第25節 第5 死亡獣畜等の処理」を準用する。

第23節 教育活動

災対教育部 災対総務部
災対健康福祉部

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第1 目的」を準用する。

第2 実施責任者

実施責任者は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第2 実施責任者」を準用する。

第3 事前体制

- 1 校長は、学校の立地条件等を考慮し、災害時における応急計画を樹立するとともに、常に指導の方法等につき明確な計画を立てておく。
- 2 教職員は、常に地震情報及び津波警報等に注意し、災害の発生するおそれがある場合は、校長と協力し、応急教育体制に備えて次の事項を遵守する。
 - (1) 学校行事、会議、出張等を中止するとともに、状況に応じて教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。
 - (2) 児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処置、保護者との連絡方法を検討する。
 - (3) 教育委員会、石巻警察署、女川消防署との協力体制及び保護者への連絡網を確立する。
 - (4) 勤務時間外においては、学校長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め職員に周知する。

第4 避難措置

学校等の校長等は、地震・津波災害が発生した場合又は町長等が避難の指示等を行った場合等においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講ずる。

- 1 在校園時の措置
 - (1) 地震・津波発生直後の対応
地震・津波発生直後の対応は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第4 避難措置 1 在校園時の措置 (2) 災害発生直後の対応」を準用する。
 - (2) 安全の確認
安全の確認は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第4 避難措置 1 在校園時の措置 (3) 安全の確認」を準用する。

(3) 校内外活動時の対応

校内外活動時の対応は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第4避難措置 1 在校園時の措置 (4) 校内外活動時の対応」を準用する。

2 登下校園時及び休日等の状況把握、措置等

登下校園時及び休日等の状況把握、措置等は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第4避難措置 2 登下校園時及び休日等の状況把握、措置等」を準用する。

3 保護者への引き渡し

保護者への引き渡しは、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第4避難措置 3 保護者への引き渡し」を準用する。

4 報告の義務

報告の義務は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第4避難措置 4 報告の義務」を準用する。

第5 学校施設等の応急措置

学校施設等の応急措置は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第5 学校施設等の応急措置」を準用する。

第6 教育の実施

教育の実施は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第6 教育の実施」を準用する。

第7 心身の健康管理

心身の健康管理は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第7 心身の健康管理」を準用する。

第8 学用品等の調達

学用品等の調達は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第8 学用品等の調達」を準用する。

第9 給食

給食は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第9 給食」を準用する。

第10 通学手段の確保

通学手段の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第10 通学手段の確保」を準用する。

第4編 津波災害対策
第2章 災害応急対策
第23節 教育活動

第11 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置

学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第11 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置」を準用する。

第12 災害応急対策への生徒の協力

災害応急対策への生徒の協力は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第12 災害応急対策への生徒の協力」を準用する。

第13 文化財の応急措置

文化財の応急措置は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第26節 第13 文化財の応急措置」を準用する。

第4編 津波災害対策
第2章 災害応急対策
第24節 防災資機材及び労働力の確保

第24節 防災資機材及び労働力の確保

災対産業部

各災対部

防災資機材及び労働力の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第28節 防災資機材及び労働力の確保」を準用する。

第4編 津波災害対策
第2章 災害応急対策
第25節 公共土木施設等の応急対策

第25節 公共土木施設等の応急対策

災対建設部 災対産業部
災対教育部 災対生活部

第1 目的

目的は、「第3編 地震災害対策 第2章 第25節 第1目的」を準用する。

第2 交通対策

1 道路

町は、情報板等により、津波発生に関する情報や地震被害による通行規制情報の提供に努めることとし、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講ずる。

2 海上

町及び石巻海上保安署（宮城海上保安部）は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通のふくそうが予想される海域における船舶交通の制限及び津波による危険が予想される場合には、船舶を安全な海域へ退避させる等の措置を講じ、港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の避難、港湾区域における漂流物発生対策等の必要な措置を講ずる。

3 鉄道

鉄道事業の管理者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の襲来や津波襲来後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止その他運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講ずる。

4 乗客等の避難誘導

1から3に掲げる施設の管理者は、船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞する者の避難誘導計画等を定める。なお、避難誘導方法については、冬季は経路上の積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。

第3 道路施設

1 緊急点検

町は、他の道路管理者と連携を図り、津波の危険がなくなった後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。

2 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

交通の確保及び緊急輸送体制の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第2 道路施設 2 交通の確保及び緊急輸送体制の確保」を準用する。

3 二次災害の防止対策

二次災害の防止対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第2 道路施設 3 二次災害の防止対策」を準用する。

4 対策情報の共有化

対策情報の共有化は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第2 道路施設 4 対策情報の共有化」を準用する。

5 林道の確保等

林道の確保等は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第2 道路施設 5 林道の確保等」を準用する。

第4 海岸保全施設

町は、海岸管理者と連携を図り、海岸施設の機能及び安全確保に積極的に協力する。

1 緊急点検

町及び海岸管理者は、津波の危険がなくなった後にパトロール等により、施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

2 重要施設等の応急復旧

重要施設等の応急復旧は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第3 海岸保全施設 2 重要施設等の応急復旧」を準用する。

3 二次災害の防止対策

海岸管理者は、現地調査等の結果から被害状況を把握し、必要な場合には町等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。

第5 河川管理施設

1 緊急点検

緊急点検は、「第3編 地震災害対策 第2章 第25節 第5 河川管理施設 1 緊急点検」を準用する。

2 二次災害の防止対策

二次災害の防止対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第4 河川管理施設 2 二次災害の防止対策」を準用する。

第6 港湾及び漁港施設

港湾及び漁港施設は、「第3編 地震災害対策 第2章 第25節 第7 港湾及び漁港施設」を準用する。

第7 農地

町は、農地における二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施

第4編 津波災害対策
第2章 災害応急対策
第25節 公共土木施設等の応急対策

する。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、地震発生直後における現地調査を行い、被災状況を把握する。
- 2 地震・津波により農地が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。
- 3 二次災害防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。
- 4 津波による浸水農地については、土壤中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念されており、町は営農再開に向けた除塩対策を講ずる。
土壤中に残留する過剰な塩分は、十分な量の真水で流し出すことを基本とする。
また、津波の浸水や地盤沈下により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。

第8 都市公園施設

都市公園施設は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第8 都市公園施設」を準用する。

第9 廃棄物処理施設

- 1 町は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害防止に努め、必要に応じ応急復旧に関し県から指導・助言その他支援を受ける。
- 2 津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分等迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。
- 3 町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- 4 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
また、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。さらに、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

第10 被災宅地に関する危険度判定の実施

被災宅地に関する危険度判定の実施は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第10 被災宅地に関する危険度判定の実施」を準用する。

第26節 ライフライン施設等の応急復旧

災対総務部

災対上下水道部

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第27節 第1 目的」を準用する。

第2 避難行動要支援者の支援方策

水道施設は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第27節 第2 水道施設」を準用する。

第3 下水道施設

下水道施設は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第27節 第3 下水道施設」を準用する。

第4 電力施設

電力施設は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第27節 第4 電力施設」を準用する。

第5 液化石油ガス施設

1 町は、災害発生時のガス漏れ等の事故による二次災害を防止するため、液化石油ガス販売事業者、(一社)宮城県 LP ガス協会、消防関係機関、警察署等と連携・協力し、迅速かつ適切な応急措置の実施、通報連絡体制の確立を図る。

2 液化石油ガス販売事業者の対策

液化石油ガス販売事業者は、大規模地震発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講ずる。

(1) 応急措置と応援要請

応急措置と応援要請は、「第3編 地震災害対策 第2章 第26節 第5 液化石油ガス施設 2 液化石油ガス販売事業者の対策 (1) 応急措置と応援要請」を準用する。

(2) 緊急点検

緊急点検は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第27節 第5 液化石油ガス施設 2 液化石油ガス販売事業者の対策 (2) 緊急点検」を準用する。

(3) 応援体制

応援体制は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第27節 第5 液化石油ガス施設 2 液化石油ガス販売事業者の対策 (3) 応援体制」を準用する。

第4編 津波災害対策

第2章 災害応急対策

第26節 ライフライン施設等の応急復旧

(4) 情報提供

情報提供は、「第3編 地震災害対策 第2章 第26節 第5 液化石油ガス施設 2 液化石油ガス販売事業者の対策 (4) 情報提供」を準用する。

3 (一社)宮城県 LP ガス協会の対策

(一社)宮城県LPガス協会の対策は、「第3編 地震災害対策 第2章 第26節 第5 液化石油ガス施設 3 (一社)宮城県LPガス協会の対策」を準用する。

第6 電信・電話施設

電信・電話施設は、「第3編 地震災害対策 第2章 第26節 第6 電信・電話施設」を準用する。

第7 広報対策

広報対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第27節 第7 広報対策」を準用する。

第27節 危険物施設等の安全確保

災対総務部
災対消防部

第1 目的

目的は、「第3編 地震災害対策 第2章 第27節 第1 目的」を準用する。

第2 住民への広報

町及び危険物施設等の管理者は、地震・津波の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見等に適切な対応を行える体制を整備する。

第3 危険物施設

危険物施設は、「第3編 地震災害対策 第2章 第27節 第3 危険物施設」を準用する。

第4 高圧ガス施設

高圧ガス施設は、「第3編 地震災害対策 第2章 第27節 第4 高圧ガス施設」を準用する。

第5 火薬類製造施設等

火薬類製造施設等は、「第3編 地震災害対策 第2章 第27節 第5 火薬類製造施設等」を準用する。

第6 毒物・劇物貯蔵施設

毒物・劇物貯蔵施設は、「第3編 地震災害対策 第2章 第27節 第6 毒物・劇物貯蔵施設」を準用する。

第7 環境モニタリング

環境モニタリングは、「第3編 地震災害対策 第2章 第27節 第7 環境モニタリング」を準用する。

第28節 農林水産業の応急対策

災対産業部
災対建設部

第1 目的

目的は、「第3編 地震災害対策 第2章 第28節 第1 目的」を準用する。

第2 活動体制の確立

活動体制の確立は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第29節 第2 活動体制の確立」を準用する。

第3 農業

1 除塩・湛水対策

津波による浸水農地については、土壌中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念されており、県は営農再開に向けた除塩対策を講ずる。

土壌中に残留する過剰な塩分は、十分な量の真水で流し出すことを基本とし、津波の浸水や地盤沈下により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

2 営農用資機材の確保

農業機械・種子・肥料・農薬その他営農資材については、農業協同組合が備蓄するものを活用するものとし、不足が生じた場合は、知事に対しあつせん又は調達を要請する。

3 死亡獣畜の処理

町は、所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理を行う。

また、必要に応じて、県に対して指導・助言、その他の支援を要請する。

4 応急技術対策

町は、県の関係機関とともに、関係団体との連携調整を図り災害対策を徹底し、最小限の被害にとどめるよう応急対策を実施する。

また、病虫害防除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保等の農業災害に係る応急対策を実施する。

第4 林業

津波による物的被害の軽減のために、構造物による対策に加え防潮林(潮害防備保安林)による対策を講ずる。成長した防潮林は、海岸景観を形成するとともに、津波対策に加え、潮風・潮水による塩害防止、飛砂防止等が期待される。

1 林業資機材の確保

第4編 津波災害対策
第2章 災害応急対策
第28節 農林水産業の応急対策

町は、森林組合及び林業関係団体等と協力し、被災者に対する施設復旧用の林業資機材のあっせんを行う。

2 応急対策

- (1) 林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。
- (2) 町は、地域における応急対策を実施するとともに、県と連携し林産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。

第5 水産業

水産業は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第29節 第8 水産物」を準用する。

第29節 二次災害・複合災害防止対策

災対建設部

災対下水道部

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第30節 第1 目的」を準用する。

第2 二次災害の防止活動

1 町又は事業者の対応

町又は事業者の対応は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第30節 第2 二次災害の防止活動 1 町又は事業者の対応」を準用する。

2 水害・土砂災害

(1) 二次災害防止施策の実施

津波浸食箇所地震、降雨等による浸水個所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講ずる。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

(2) 点検の実施

町は、地震、降雨等による二次的な水害、津波浸食箇所に対する土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計等の観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備等の応急対策を行う。

また、町は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

3 高潮・高浪・波浪

町は、県と連携して、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、地盤沈下による浸水等に備え、必要に応じ応急工事を実施する。

4 爆発危険物等

爆発危険物等は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第30節 第2 二次災害の防止活動 5 爆発危険物等」を準用する。

5 有害物質等

有害物質等は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第30節 第2 二次災害の防止活動 6 有害物質等」を準用する。

6 地震・誘発地震

第4編 津波災害対策
第2章 災害応急対策
第29節 二次災害・複合災害防止対策

町及び事業者は、地震による建築物、構造物の倒壊等、また新たな津波の発生に備え、二次災害防止施策を講ずる。特に復旧作業中等の場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

7 海岸漂着危険物

町の海岸管理者は、海岸に漂着した危険物について、第一報通報者への対応、現地確認の準備、現地の状況把握、専門家の要請、海岸利用者・地域住民の安全確保について、一連の対応をとり発見者及び周辺住民の安全を図る。

8 現場作業員への配慮

町及び事業者は、災害の復旧作業に従事する作業員に対し、地震による津波の発生等緊急の情報を、ラジオ、携帯無線機、携帯電話等の機器を用いることで伝え、作業員の避難安全を確保する。

9 空き家等

空き家等は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第30節 第2 二次災害の防止活動 7 空き家等」を準用する。

第3 風評被害等の軽減対策

風評被害等の軽減対策は、「第3編 地震災害対策 第2章 第29節 第3 風評被害等の軽減対策」を準用する。

第4編 津波災害対策
第2章 災害応急対策
第30節 応急公用負担等の実施

第30節 応急公用負担等の実施

災対総務部

応急公用負担等の実施は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第31節 応急公用負担等の実施」を準用する。

第3章 災害復旧・復興対策

第3章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

全課

災害復旧・復興計画は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第1節 災害復旧・復興計画」を準用する。

第4編 津波災害対策
第3章 災害復旧・復興対策
第2節 生活再建支援

第2節 生活再建支援

総務課 企画課 税務課
健康福祉課 町民生活課
建設課 会計課

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第2節 第1 目的」を準用する。

第2 被災者台帳

被災者台帳は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第2節 第2 被災者台帳」を準用する。

第3 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援制度は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第2節 第3 被災者生活再建支援制度」を準用する。

第4 地震保険・共済の活用

地震保険・共済の活用は、「第3編 地震災害対策 第3章 第2節 第5 地震保険・共済の活用」を準用する。

第5 資金の貸付

資金の貸付は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第2節 第4 資金の貸付」を準用する。

第6 生活保護

生活保護は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第2節 第5 生活保護」を準用する。

第7 その他救済制度

その他救済制度は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第2節 第6 その他救済制度」を準用する。

第8 税負担等の軽減

税負担等の軽減は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第2節 第8 税負担等の軽減」を準用する。

第9 応急金融対策

応急金融対策は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第2節 第9 応急金融対策」を準用する。

第10 雇用対策

雇用対策は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第2節 第10 雇用対策」を準用する。

第11 相談窓口の設置

相談窓口の設置は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第2節 第11 相談窓口の設置」を準用する。

第4編 津波災害対策
第3章 災害復旧・復興対策
第3節 住宅復旧支援

第3節 住宅復旧支援

企画課 町民生活課

住宅復旧支援は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第3節 住宅復旧支援」を準用する。

第4節 産業復興支援

産業振興課

産業復興支援は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第4節 産業復興支援」を準用する。

第5節 都市基盤の復興対策

企画課 産業振興課

建設課 上下水道課

第1 目的

目的は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第5節 第1目的」を準用する。

第2 防災まちづくり

- 1 町は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- 2 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- 3 津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行う。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないうよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用制限や建築制限等を行うことについても検討する。
- 4 防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所等、避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用等防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るよう努める。
- 5 町は、県と協力して、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- 6 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- 7 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドで

の種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対し提供する。

- 8 町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成に努める。

第3 想定される計画内容例

想定される計画内容例は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第5節 第3 想定される計画内容例」を準用する。

第4編 津波災害対策
第3章 災害復旧・復興対策
第6節 義援金の受入れ、配分

第6節 義援金の受入れ、配分

町民生活課 会計課

義援金の受入れ、配分は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第6節 義援金の受入れ、配分」を準用する。

第7節 激甚災害の指定

総務課 企画課

激甚災害の指定は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第7節 激甚災害の指定」を準用する。

第4編 津波災害対策
第3章 災害復旧・復興対策
第8節 災害対応の検証

第8節 災害対応の検証

総務課 企画課

災害対応の検証は、「第2編 風水害等災害対策 第3章 第8節 災害対応の検証」を
準用する。